

平成28年（2016年） 9 月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成28年 9 月 6 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年 9 月14日（水）

応 招 議 員

1 番 大西瑞香

2 番 原 隆伸

3 番 奥村 仁

4 番 樋口泰生

5 番 太田哲生

6 番 瀧本 攻

8 番 入江康仁

9 番 家崎仁行

10番 玉津 充

11番 奥村武生

13番 東 清剛

14番 平野隆久

15番 中津畑正量

不 応 招 議 員

7 番 近澤チヅル

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	竹 内 康 雄
会 計 管 理 者	玉 津 武 幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上 野 和 彦	危機管理課長	水 谷 法 夫
企 画 課 長	中 場 幹	税 務 課 長	中 村 吉 伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀 俊
環境管理課長	玉 本 真 也	農林水産課長	武 岡 芳 樹
商工観光課長	石 倉 充 能	建 設 課 長	植 地 俊 文
水 道 課 長	久 保 建 作	海山総合支所長	玉 津 裕 一
教 育 長	村 島 赳 郎	学校教育課長	宮 本 忠 宜
生涯学習課長	宮 原 俊 也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊 明	書 記	奥 村 能 行
書 記	奥 川 賀 夫	書 記	上 野 隆 志

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 玉津 充	11番 奥村武生
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、7番 近澤チヅル君から所用のため、欠席届を受理しております。

また、12番 東篤布君から、体調不良のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付した議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 玉津 充君

11番 奥村 武生君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は、4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りをディスプレイ画面で、質問者に対して周知することにいたします。

質問の方法につきましては、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、1番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

おはようございます。議長の許可を得ましたので、平成28年9月議会、一般質問を始めさせていただきます。

毎日ぐずついた天気が続いておりますが、今日は町長からはスキッとした良い答弁をいただけることを期待したいと思います。

今回は、3点について質問をさせていただきます。

1. 乳幼児の予防接種について、2. 地域防災力の向上について、3. 学校給食施設の整備について、質問させていただきます。

1項目ずつ質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

でははじめに、乳幼児の予防接種について、B型肝炎ワクチンの定期接種化に関して、質問いたします。日本は海外に比べ、乳幼児が受けられるワクチンが少ない状況でしたが、最近ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、ロタウイルスワクチンなど、接種できるワクチンが増えました。

ワクチン接種は感染症から、子どもを守りたい親の思いとともに、将来の身体的な経済的負担を軽減することになります。本年2月、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、本年10月からB型肝炎ワクチン接種の定期接種化が決定しました。B型肝炎について、少し説明をさせていただきますが、B型肝炎は、B型肝炎ウイルスに感染することにより発症いたします。B型肝炎には急性のものと、無症状のまま生涯B型肝炎ウイルスが体内に残る場合とがあります。

0歳児の80%から90%が、B型肝炎ウイルスを体内に持った状態だと言われております。

大人でB型肝炎による慢性肝炎や、肝硬変、肝がんで苦しんでいる方たちの多くは、乳幼児期の感染が原因とわかってきました。

そこで、本年10月から始まる定期接種の対象者から漏れてしまう、0歳児の公費助成についてお伺いいたします。昨年、平成27年10月2日から、本年3月31日までに生まれた乳児は、定期接種がスタートする10月1日時点では、0歳児ですが、制度の対象にはなりません。不公平を少しでも解消するために、制度の対象にならない乳児に対し、償還払いによる公費助成に取り組んでいただきたいと思います。

当町は定期予防接種の確率が非常に高いと聞いておりますが、任意の予防接種について、この点も含めて、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

一般質問2日目ということで、ご答弁をさせていただきます。

まず、大西議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

それではですね、B型肝炎ワクチンの定期接種化に関してということでございますが、予防接種法施行令の一部を改正する政令等が、平成28年10月1日から施行となりまして、定期の予防接種の対象疾病につきまして、B型肝炎がA類疾病に追加されることとなりました。既に、議員ご承知のとおり、対象者につきましては、平成28年4月1日以後に生まれた1歳に至るまでの乳児で、満1歳になる前に、3回の接種を終える必要がございます。

接種スケジュールは生後2カ月以降に1回目を接種し、27日以上の間隔をおいて、2回目を接種し、1回目の注射から139日、約20週間以上の間隔をおいて、3回目の接種をすることになります。10月初旬に接種を受け、順調に進んだ場合は、2月下旬に接種を終えることになります。

議員のご質問は、今回の定期接種基準日に、0歳児であっても、定期接種の対象とならない、平成27年10月2日から平成28年3月31日生まれの0歳児が、10月1日以降に任意接種を受けた場合と、定期接種の対象でも、3回目の接種が1歳を過ぎてしまった場合における、町独自の対応について、どう考えるのかということでございますが、1点目の定期接種の対象とならない0歳児につきましては、既に自費で任意接種を済まされている方もいらっしゃるしまして、現在、町独自の助成は考えていないところでございます。

しかし、2点目の定期接種の対象で、例えば3回目の接種が、1歳を過ぎてしまった場合には、議員のご指摘のとおり体調不良等、何らかの理由により、3回目の接種が1歳を過ぎてしまう場合も考えられますので、定期接種として接種できる期間が狭まる、平成28年4月1日から9月30日生まれの0歳児につきましては、公費助成を前向きに検討しているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

ただいまの体調不良の件ではお聞き、まだしてないことも答弁、既にしていただいたわけなんですけど、任意でこのB型肝炎ウイルスを受けている方は、もう現在で何人みえるのかという点で、もしお答えできるようでしたら、担当課からちょっとお答えをいただきたいと思います。

瀧本攻議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

ただいまのご質問なんですけど、ある程度つかんではいるんですけど、はっきりした数字というのは、つかんでおりませんので、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

ある程度ということとは、ある程度は把握しているということで、だいたいの数字はわかるのではないかなと、ちょっと思ったりもするんですけど、何人ぐらい受けているのかということによって、やっぱり公費助成もまた変わってくると思いますので、その点、把握をしていただいて、是非、公平性の面から町長は考えていないということですが、平成27年10月2日から平成28年3月31日までの出生された乳児についてはということなんですけど、その辺ちょっと調べていただいて、また検討を是非、行っていただきたいと思います。この点について、町長の答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員はね、おそらくうちは70人ぐらいしか生まれていないんだから、人数的には少ないんだらうという観点から、お話をしていただいていると思うんですが、法施行の問題もございまして、その法が施行されたところをですね、基準として考えるという観点で、やっておりますので、そのこのところですね、そこをふり返れば、じゃあ、次のもう1年ふり返るのか、もっとふり返るのかということも出てまいりますので、法施行に伴って、そこからオーバーした、3回目がですね、例えば1回しか打てなかった方もいらっしゃるかわかりませんが、そういった方たちについては、前向きに検討して、できれば補正などで対応したいなという考えがございましてということなんで、ご理解いただきたいと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

0歳児で、対象にならない乳児については、また、いろいろお考えもしていただきたいと思います。また、この4月1日以降に生まれて、体調不良等で完了しなかったお子さんについては、補正予算も考えるという答弁をいただきましたので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、予算の面から、この10月から定期接種が開始されますが、この予算措置について、ちょっと説明をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

数制的なものでございますので、担当のほうから答えさせます。

瀧本攻議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

お答えさせていただきます。

予算につきましては、12月補正予算で対応するように、今、考えております。今のところ、だいたい70名と見込んだ場合、金額にして150万円程度が必要になってこようかなと思っております。今回、9月補正予算に計上できなかったのはですね、医師会等へ委託する時の単価ですとか、それから、先ほど議員がおっしゃいました、いろいろな制度設定の部

分で、どこまで町が対応するのかというところも含めまして、まだ検討段階でしたので、この9月補正には見送らせていただきまして、その間、既設予算で対応させてもらいまして、12月に正確な数字で補正をするというふうに考えております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

1点確認なんですが、このB型肝炎、対象者については、通知といたしますか、その情報はもう済んでいるのでしょうか。その点お聞きします。

瀧本攻議長

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

これにつきましてはですね、まだ通知はしておりません。今月中に、全ての対象者に個別に通知をさせていただく予定でございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

では、予防接種の公費助成については、よろしくお願いします。

続きまして、2点目、予防接種時期のサポートについて、質問をいたします。近年増加したワクチン接種スケジュール管理について、まず既に定期接種となっている、A類疾病と呼ばれる、いわゆる予防接種に関して、周知の方法とスケジュール管理の提案をされていることがあれば、お答えいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大くりなんで、ここでもよろしいですか。

瀧本攻議長

いいですよ。

尾上壽一町長

続きまして、予防接種時期のサポートについてのご質問でございますね。乳幼児の定期

接種となるA類疾病は、ヒブワクチン、ヒブですね、それから小児肺炎球菌の感染症、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、結核、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎等がございます。病気を効果的に予防するために、できるだけワクチンごとの標準接種年齢に受けられるように、予防接種の周知方法につきまして、出生届時に、赤ちゃん訪問、赤ちゃん相談等、さまざまな機会を利用して周知を行っております。

また、定期的に接種状況の確認を行いまして、接種が順調に進んでいない場合には、ハガキや電話での案内、家庭訪問等を行い、接種のサポートをしているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

先ほどもお話させていただきましたが、当町においては、予防接種については確率が高いということで、やっぱり職員の努力だと思っております。人数が多い少ないということではなく、そういうことが反映をされていると思います。この予防接種が定期接種も含め、今回もB型肝炎ウイルスのワクチン接種が増えたということで、お母さん方にとっては、このスケジュール管理というものが、大変であると思います。また、そういうお話をされている若いお母さんもみえました。

そういう点で、全国でこの予防接種を管理するアプリというものが、今、提供されておまして、それをまだ広報やきほくファミラボで、情報提供をするという、そういうことも考えられるんですが、その点も含めて、スケジュール管理の今されていることも含めて、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員が提案あったやつなんですけど、予防接種のアプリ等があるということなんですけど、私もまったくそういったものを存じあげませんでして、議員のね、ご質問の中で、担当課と話し合う中で、そういうものがあるとお聞きしました。議員ご指摘のようにですね、きほくファミラボとか、赤ちゃん訪問時、いろいろな機会をですね、活用しまして、この予防接種アプリ、なんか無料でダウンロードできるらしいですね。していきたいなと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

このアプリに関しても、私の年齢よりも若い方のほうが知ってみえると思うんですが、やっぱりご近所の若いお母さんにお聞きしますと、知らないということでしたので、やはり町長が答弁いただきましたように、情報提供をよろしくお願いします。

では、2点目の質問に移ります。

地域防災力の向上について、1. タイムライン、事前行動計画、タイムラインの導入について質問いたします。近年、毎年のように何十年に1回と言われる、大規模風水害が発生し、今年も台風によって、甚大な被害がもたらされております。現行の台風接近時の減災対策だけでは十分ではないとの考えから、災害の発生が想定される数日前から、町民の皆さんが迅速で的確な対応がとれるように、水害の備えを見える化したものが、事前行動計画、タイムラインであります。

平成23年に、台風12号によって甚大な被害を受けた紀宝町が、全国ではじめてタイムラインによる国の関係機関との連携協定を結び、導入いたしました。当町も、平成16年9月に発生した台風21号により、多くの町民が豪雨災害を経験いたしました。紀北町合併10周年記念史にも、当時の被害状況や被災者の証言が綴られております。

昨年11月に、紀北町地域防災計画が改定され、台風接近時、減災対策にタイムライン導入が明記されておりますが、この導入時期について、町長に答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、続きまして、タイムラインの導入についてということでございます、タイムラインはですね、時間ごとにそれぞれ役割を持って、いつ誰が何をすべきかを一覧表にしたものでございまして、アメリカのニュージャージー州危機管理局が、過去の災害を基に作成し、平成24年にはじめて活用して、人的被害の最小限化を実現したことは、認識しているところでございます。

紀北町ではですね、平成26年度より各課にて、台風来襲前に、何をすべきかを事前に確認するチェックリスト、つまり庁舎内タイムラインですね、こういったものには既に取り組みをしております。ただ、この庁舎内タイムラインは、一応できているんですが、他の行政機関、紀宝町さんのような形ですね、他の行政機関、警察、消防とか気象台、そう

いったものと連携したタイムラインはございません。今後ですね、導入に向けて検討しているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

三重県のほうも、平成29年にはこの県のタイムラインを策定すると、お聞きしておりますが、この県との齟齬が出ないような形で、この行政でつくっているタイムラインも参考にしながら、これからつくっていくという、そういう県の策定を待って、策定するという、そういうお考えなのか、ちょっとその点もお聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、庁舎内ではですね、タイムラインをまず台風が近づきます、タイムラインをチェックしながら、基本的に本部が立ち上げられた時に、災害対策本部が立ち上げられた時に、そのチェックリストをやっているかということも、報告もしていただいております。そういう中でやっているんで、県のほうがですね、作成をしているということなんで、それをしっかり見極めて、今おっしゃったように、県との整合性もとってですね、どういう形でやっていくのか、また、紀宝町のタイムライン等もですね、勉強しながらですね、我々としてはそういった全体、もちろん他のといいましても、消防団とかですね、自治会とか、そういったところとは、こちらのチェックリストのほうで、メニューとして入っておりますんで、そういった地元との連携というものはですね、その警戒があって、本部を立ち上げようかというような以前に、そのチェックリストに基づいて、相互連絡等を行っているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

県が策定したあと、県の整合性も見極めてというお話でしたが、この明年、29年に県のほうのタイムラインが策定された後、自治体ではその県の案を踏まえて、一斉に策定にむけた取り組みが始まるのではないかと、推測されるんですが、現在、当町において、この県の策定が終わった後、事前調整から施行運用までの期間をどのぐらいと見ているのか。

また、アドバイザーや参加機関等に関して、この県案を受けるまでに、どの程度、考えをまとめておくお考えなのか、その点の答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事前にということでございますね。基本的にはこの地域としての連絡等はですね、今まででもできているわけなんですよね。毎台風ごとに、そういったこと、事前にわかることですよね、台風とか、そういうのには、消防団、消防署、そういう自主防災とかですね、そういう連絡はとれるように、いつでも連絡網等もできています。

そういったものを基本的にあって、そこから外の部分ですね、もっと広範な部分についてはですね、やはり県としてもお示しがあるかと思います。おそらくほとんど県の主体の団体とか、そういうものになってきますし、そういったものに対してはですね、県のものも十分参考にしながら、しっかりしたタイムラインをつくっていききたいなと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

町長が答弁、今していただきましたように、そのほかの行政機関との、このつながりがタイムラインによって行われるという、そういうことがメリットであると思います。そして、この事前には他の面で、策定は考えていないということですが、今度、横のつながりですね、県との協議の、そういう事前の考えは何もないということでしょうか。今のタイムラインに足らない部分の、そういう点に関して、県の策定が終わるまでに考えておくという、そういうものはないのでしょうか。改めての質問ですが。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、基本的にはですね、そういうことを検討しながら、準備を進めていくということでございます。それと、県とかいろいろな国交省の連絡は、首長だけ、各首長が皆さん持っているといます。ホットラインがございます。その町ですね、携帯番号を教えてくださいまして、そういった部分では、それを活用しながらですね、実は山本の時ですね、排水機場が故障しました。国交省のあの時、ポンプ車が来ていただいたんです

が、そういったものもホットラインを通じてですね、要請をお願いしておりますので、できるまでも、そういった災害に対する仕組みというものは、一定ございます。

しかし、議員おっしゃるように、それをつくるまでに、県ができた時には、もうこちらもスッと進めるような準備はですね、やっていきたいなと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

タイムラインに関しては、お聞きしたい部分はお答えいただいたと思います。

もう1点ですね、このタイムライン導入にあたっては、災害時に実際に避難する町民に対して、このタイムラインを導入した際の意義や、必要性といたしますか、そういうものを細かく理解していただくことが、非常に必要であると思います。地域の方々とどのような形で、連携し周知をしていくのか、今の状態でもそうだと思うんですが、その連携と周知について、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

既にですね、我々は自主防災会というものを、しっかりした団体もあります。特に今、大きな災害等で活躍していただくのは、やはり消防団でございます。そういった皆さんと周知をしながらですね、まず樋門の閉鎖から始まります、台風がくればね。そういうのを自治会の皆様や自主防災会の方、連絡を密にとりましてですね、周知していきたいということでございます。

また、こうやって来るのがわかっている災害に対しては、やっぱり自主避難等が大事でございますので、そういった自主避難等につきましてですね、もっともっと啓発して、我々も早め早めの避難情報を出していきたいなと思います。

それはですね、今までもやっておりますし、これでいいということはございませんので、特に今も自主避難に関してはですね、ちょっと少ない傾向もございますので、自分の命は自分で守るという根本がございます。そこのところで意識を上げていくのが、我々の仕事ではないかなと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

再度の質問になりますが、このタイムラインを導入しますと、数日前から町民の皆様も、避難行動することになります。そうすると、今とは違い、もっと町民の方の理解が必要になってくると思うんですが、ちょっとその点について、もう一度答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町民の皆さんのね、理解いただかんなんということは、もう十分承知していますし、今まずですね、町の情報提供ばかりじゃなしに、今、台風情報なんかもですね、遥かかなた南のほうからわかりますんで、それを本当に今日もですね、また台風来ますよというのをやっていますんで、意識をともかく住民自身が、そういう台風が来るんだよという意識をまず持ってもらわなきゃいけないんで、我々先ほども申し上げたように、町民の皆さんのですね、理解を深めて、災害というものに対して、しっかりと意識を持っていただくと、特に北海道のように、今回のような場合ね、あまり来ないところに来たんで、我々としても油断することなしにですね、そういった対応をやらなければいけないと思っているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

今、町長から情報手段についても、お話がありましたので、現在の避難開設のタイミングと、情報手段に関して、お答えをいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと担当課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

災害情報につきましては、防災行政無線、ソーシャルネットワークなどを活用して、町民の皆様にはお知らせをしております。

また、広報9月号におきましても、災害時に発令される避難情報ということで、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報につきましても、こういったことが発令されましたら、こういった行動をお願いしますとことで、周知のほうを図っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

今、ソーシャルネットワークという言葉が出ましたが、ちょっと聞いてみえる町民の皆さんは、わからない方も大勢みえるかなとも、ちょっと思いますので、もう少しわかりやすく、このソーシャルネットワークについて、ご説明をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

インターネット等を活用いたしまして、インターネットとか携帯電話の、今、若い方とか、LINEというものをやっている方も多くみえると思うんですが、そういったLINEで登録していただきまして、防災情報等を携帯電話のほうで、お知らせしているというものとなります。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

今後も、風水害が発生する場合については、この情報提供というのが、本当に大切になってくると思いますので、今後も町民の皆さんの災害被害がないように、よろしく願いいたします。

次に移ります。

2 点目、感震ブレーカーの設置について、質問いたします。近年の大規模地震時の火災の出火原因は、電気に起因する火災の占める割合が、原因不明なケースを除き、60%を超えられています。地震が発生した時に、停電になり、いったん電気が遮断され、その後、復旧した時に、通電火災がおきます。

阪神・淡路大震災では60%、東日本大震災では65%、通電火災だったとそうです。今年の熊本地震では、発生した16件の火災のうち、通電火災は1件もなかったそうです。それ

は、以前の災害の教訓を生かし、電力会社が通電の再開の際、住民にブレーカーを落とすよう、広報車で呼びかけ等をしたそうです。この対応からもわかるように、地震発生時の火災軽減の対策は、ブレーカーを落とすことが重要になってきます。

感震ブレーカーは、震度を感じ、ブレーカーを落とす部品であります。ブレーカーの分電盤そのものが、感震タイプになっているもの、コンセントタイプ、簡易タイプとありますが、この簡易タイプは電気工事が不要で、比較的安く購入ができます。

当町には住宅が密集した地域も多く、感震ブレーカーの設置補助も含めた、普及啓発を推進すべきと考えますが、町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

感震ブレーカーのご質問でございます。こういったことはですね、今現在、町としてはですね、積極的に啓発は行っていないというのが、現実でございます。大地震発生時には、揺れに伴う電気機器からの、出火や停電の復旧により発生する、出火による火災が、阪神大震災や東日本大震災でも発生しておりまして、東日本大震災における火災111件のうち、原因が特定された108件の54%が電気関係での出火とのデータもございます。

感震ブレーカーを設置することにより、地震発生時に作動し、電気を遮断することで、地震による火災を防ぐ有効な手段でございますので、今後もですね、今後もとというより、これからですね、一生懸命普及啓発を図っていききたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

検討ではなく、普及啓発を行うという答弁をいただきましたので、是非、感震ブレーカーの普及啓発、また、公費助成も含めた推進をお願いしたいと思います。

では、3点目、避難場所の学校、体育館へのエアコン設置について、質問いたします。災害時に、地域住民の応急避難場所としての役割も担う、学校の体育館へのエアコン設置は必要と考えます。熊本地震では、避難した方から学校体育館が大変暑く、その後、エアコンを設置した体育館があったという、お声を直接お聞きいたしました。

本年、国は緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充し、指定避難所の防災強化も打ち出しました。避難場所の体育館へのエアコン設置について、町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

体育館へのエアコンの設置についてでございますが、避難場所としてですね、体育館等を指定しております学校につきましては、小学校10校、中学校4校で、合計14校しております。津波来襲時の指定避難場所、5校となっております。

熊本地震などの大震災時には、長期の避難が必要となりまして、避難所の環境問題が取り沙汰されているところでございますが、学校、体育館へのエアコン設置につきましては、初期投資、ランニングコストの問題も考えまして、難しいのではないかと考えております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

今回も、この温暖化の中で、やっぱり中学校に関しましても、クラブをする中で、非常に大変暑い状況の中でしている状況であります。その中で、この国の交付金を利用した、初期投資も利用しながら、この設置はできないかということを、提案させていただいてるんですが、維持管理等については、どうしても体育館が広いということで、必要になってくるということは、承知をしておりますが、今後もこの点について、検討していただきたいと思うんですが、再度、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

設備投資もですね、さることながらランニングコスト、基本料金だけでも、相当あがってまいります。そういった部分から考えますとですね、ちょっと今の段階では難しいのではないかなと思います。

我々としては、クラブ活動のために、そのエアコンという観点はございません、今のところ。ですから、そういったものを考えますと、いざという時の避難所としてのエアコンが必要なんかどうかという観点で考えます。その時ですね、やっぱり体調管理等が必要な方も出てくるかと思いますが、例えば特別教室や保健室、それから福祉避難所、そういった個別対応になるのではないかと、私は思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

エアコン設置につきましては、やっぱり一般財源がかなり必要になるという答弁ですので、今後、また検討課題として、お考えはしていただきたいと思います。

続きまして、4 番目、女性の防災参加について、質問いたします。

本年、策定されました第3次紀北町行財政改革大綱の中の女性参画の推進項目に、女性の視点が地域の防災対策に反映されるよう、防災における女性の参画を推進しますとあります。当町において、現在、女性が参画されている防災対策の取り組みについて、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

女性のということでは、防災会議の委員としては2名の、今、参画していただいております。平成28年3月に策定いたしました、紀北町避難所運営マニュアルにおきましてもですね、避難所開設・運営の基本方針にしても、女性の参画を記述しておりますし、本年5月に開催いたしました自主防災会の連絡協議会におきまして、配布して、各自主防災会の避難所運営マニュアル作成の参考としていただいております。

また、こういった中で、女性消防団といたしましては、24名の団員の方がおりまして、救急救命講習や保育園児への火災予防の啓発、独居老人の住宅火災予防診断など、そういった活動を行っているところでございますが、現実的にはですね、まだほかの会議とか、そういうものに比べれば、人数的には少ないものと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

紀北町の防災会議においても、女性が2名ということで、この点に関しましては、以前も質問させていただきましたが、少ないのではないかと感じます。先ほども避難所等の開設については、女性の参加もというお話をされておりますが、今現実的に、そういう参加をされた取り組みというのは、ちょっとお聞きしたことはないものですから、その点の今後の対策と女性、紀北町の防災会議に女性を増やすという点で、ちょっとその点を具体的に答弁をいただけたらと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に防災会議なんかね、特に団体の長という形で入っていただいておりますので、紀北町ですね、それぞれ団体の長というのは、男性の方がほとんどやっております。その中で2名というのは、婦人会の連絡協議会の会長と消防団のですね、女性分団長に入っております。そういった中で、各団体、会長、副会長等の構成がですね、やっぱり男性が多いということもあって、こういった団体から出ていただくような会議はですね、どうしてもやっぱり男性が多くなってしまうのが、今の現状でございます。

ただ、自主防災会とか、そういった形、会長なんかは男性の方が多いんですが、役員等につきましてはですね、女性が多く関わっているのも現実でございます、例えば私の住んでいる相賀の自主防災会の構成で申し上げますと、49名が一応役員になっておりますけれども、そのうち女性が14名入っております、相賀の場合、副会長として女性の方がなっております。

そういうふうにはですね、各団体の中でもですね、やっぱり女性の入っていただくということは大事でございます。そういう意味では、女性の参画が大変重要だと思っておりますし、今、我々はですね、紀北町として、磯和先生、それからもう一方どなた、名前は、もうお一方にも女性として入っていただいて、坂本先生です。ごめんなさい。女性の観点からですね、避難所運営とか、そういった部分もですね、お話をしていただいております。

そういった意味では、こういった女性の先生方に、お話してもらうことで、女性の方にもいろいろと関心を持っていただきたいなという取り組みは、行っているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

先ほど紹介いただきました、相賀地区につきましては、もう本当に大勢の女性の方が参画されているということですが、今、当町において、この婦人会といいますか、婦人会が設置されていない地域のほうが多い状態であります。やはりこの防災対策について、女性の参加についても、かなりの温度差があります。ほかのやっぱり自主防災会についても、そういう取り組みを、例にさせていただきながら推進を、また、町のほうからお願いをし

たいと思いますが、その点、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりなんで、各自主防災会とかですね、の活動についてはですね、女性の参加をこれからもお願いしていきたいなと思います。そういった中では、焚き出し訓練等ですね、やっぱり女性の出番が多い部分もございまして、そういった訓練をやっていたいている地域もございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

では、今後も女性参加の推進をお願いしたいと思います。先ほど、紀北町の防災会議の話ができましたので、ちょっとこの点について、1点、質問させていただきたいと思います。この防災会議は、年に数回と聞いておりますが、この紀北町での防災会議を持つ前に、この地域、海山地域、紀伊長島地域、そのブロックといいますか、そういう範囲での防災会議というものは、今現在、もってみえるのか、ちょっと答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、ご案内のようにですね、紀北町の防災会議というのは、各種団体、もう警察からNTTそういった代表の方も入っていただくような会議でございます。もちろん議員の方も入っていただいておりますんで、そういった会議をですね、各地区では持っておりませんが、自主防災会におきましてですね、紀伊長島地区、それから海山地区ございますし、その自主防災会の中で、いろいろと検討して、相互の議論も行われているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

その自主防災会での、そういう議論を防災会議にあげているところもあるんじゃないかと思うんですが、積極的なそういう議論や情報交換ができる、そういう自主防災会のこの

ブロックごとの、そういう会議をこれからもどんどんやっていく必要もあるんじゃないか
と思います。今、どの程度の回数で、年間行われているんでしょうか、お聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

自主防災会の会議につきましては、紀伊長島地区自主防災会連絡協議会、また、海山地
区自主防災会連絡協議会がございまして、年に3回から4回ほどの会議を行っております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

ありがとうございます。東日本大震災をはじめ、これまでの災害から避難所運営には、
特に女性の視点が欠かせないということが言われております。男女ともお互いの意見が尊
重される環境を整える、そういう災害運営、災害対策を、これからも望みたいと思います。

では、最後の質問をさせていただきます。

学校給食施設の整備について、質問いたします。老朽化の進む学校給食施設の整備計画
について、安心・安全な学校給食の安定供給のための、建物や整備機器等の整備について、
また、今後、紀伊長島地域における給食センターも含めた、そういう今後の対応状況につ
いて、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘の学校給食施設ということでございます。ご承知のように、海山地区が学校
給食センター方式でございまして、紀伊長島地区につきましては、それぞれの学校内に給
食施設がある自校方式をとっております。

海山地区の学校給食につきましては、平成13年度に整備したものでございますが、紀伊

長島地区の自校式の給食施設については、平成24年度に整備した紀北中学校は新しいものでございますが、整備後、老朽化が進んでいる施設もございます。特に、東小学校におきましては、昭和41年度に整備し、50年を経過しているところでございます。日々、給食機器の維持管理を行い、安全で安心な学校給食の提供に努めているところでございます。

今後の紀伊長島地区の老朽化した、学校給食施設についてはですね、現在、検討を進めているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

学校給食施設の整備について、検討を進めているという情報、初めて私も聞いたんですけども、お答えいただける程度で、どういう検討をされている状況なのか、その点、お答えいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、紀伊長島地区は自校方式で、調理員の皆さんのおかげ、学校の努力のおかげで、施設本体はですね、大変、老朽化しておりますが、衛生管理に努めて、安全・安心な給食を提供していただいております。

そういう現状の中ですね、我々は今、自校方式で各校を改修していくのか、それから、学校給食センター方式をとっていくのかということで、検討しているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

この検討の結果というのは、かなり数年単位でかかるんでしょうか。その点、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の現状を見ますと、結論的には早い時期に結論を出さなければいけないと思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

東小学校についても、昭和41年ということで、先ほどもお話がありましたとおり、学校給食センターとして設置する方向も、確率として大きいのかなと考えたりもいたしますが、また、調理員さんが衛生的に、安全な給食を出せるように、早期対応をしていただきたいと思います。

では、今回、3点について質問をさせていただきましたが、町長の答弁をいただくこと、良い答弁をいただけた部分もありました。今後とも、行政に対し、また積極的な公費助成等の対策を講じていただきますようお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで、大西瑞香君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、暫時休憩いたします。10時40分までといたします。

(午前 10時 24分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

15番 中津畑正量君の発言を許します。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、9月定例会議会、一般質問をさせていただきます。

2点について、質問をいたしますが、まず1番目は、農業共済の三重県一本化について、何回か全協等で報告もされておりますが、この農業共済の三重県の本一本化について、平成22年、約5年前ですが、11月に農業共済団体と、都道府県に対して、農業共済団体における1県1組合化の推進について、農林水産省局長通達が出されて、この通達は農業共済について、より一層の合理的で効率的な制度運営、農家及び国民の負担軽減になる。これにより、1県1組合化に向けての取り組みが、強く求められることになりました。

県内7つの農業共済組合全てが合併し、県内1組合となった時、東紀州農業共済事務組合は解散となり、組織は公営から民営となるとしております。既に、具体的に提案もされておりますけれど、こういう通達を受けて、実質あと6カ月で、この三重県一体、一本化がされようとしているのが、現在の状況であります。

これを受けて、町長どのような考えを持たれたのか。私のほうからは、それらも含めて、イロハについて、具体的な点をお聞きしておきます。

農家にとって、この農業共済というのは、本当にこれは命綱だといってもいいぐらい、農家にとっては大切なものだと思っております。農作物共済の賦課金、10aあたり100円から170円となり、引き上げの緩和措置をとっているが、これはまさしく農民、農家にとっても負担になる部分でございます。

また、口としては、雇用について、共済の関係では、職員が29年度111人から、34年度には93人になると予想されております。十分これらの職員の人数も含めてですね、労働条件も含めて、十分論議されているのかどうか。それに私は、大変このことについては、本当に職員が楽しくやれる、仕事をやれるというようなことに、つながっていくのかどうかというのが、本当に内容として、深く論議されていないように思う。例えば、給与にしても、身分にいたしましても、この雇用については、今の状態でずっと続くのかどうか。続くかのような説明をされておりますが、そうではないようにも思うところがあります。

また、3番目には、1市町が否決になった場合、これはどうなるのか。この今の状態で、やっていくのかどうか。そのことについても、町長にお伺いをしておきたいと思います。いざ町長の答弁を受けて、具体的な質問を行っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、中津畑議員のご質問に、お答えいたします。

農業共済三重県一本化ということで、大きなくりをいただいております。その中の1点目、農家にとっては、農作物共済の賦課金10a当たり100円から170円となり、引き上げの緩和措置をとっているが、負担増となるという問題でございます。

この賦課金につきましては、事務費に対する賦課金でございます。平成27年度の実績で、紀北町内の引き受け農家数140戸に対し、徴収した事務費の賦課金は、11万799円でございます。1戸平均791円でございます。大きな金額ではございませんが、確かに農家の負担増となることは、確かでございますので、これらの統一単価とするため、5年間の緩和措置によりまして、段階的に引き上げていくとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、口の雇用について、職員が29年度111人から、34年度に93人になるということで、十分議論されているのかということでございますが、確かに新組合となった後は、平成29年度111人から、平成34年度には93人の人員体制となる予定でございます。職員数につきましては、現在、各組合にあります総務管理部門が、基本的には支所には不要となります。

また、新組合設立当初は、市町からの派遣職員も含まれておりますが、3年後には市町に戻るようになるなどによりまして、効率化が図れることになります。その結果、農家が負担する事務費についても、負担が軽減されていくということもありえるのではないかと考えております。

職員の給与につきましては、現給保障を基準に、基本として統一を図る予定となったものでございます。

身分といたしましては、現在は地方公務員でございますが、新組合後は、団体職員となりますが、東紀州農業共済事務組合の現在の給与等は、熊野市に準拠しておりますが、新組合での受入条件は、連合会並みとなっております。連合会は三重県職員に準じているということでございます。このことにより、給与水準に上がることになります。

議論はされていないとのご指摘ではございますが、平成22年度、国の指導を受けまして、県下7組合と、連合会によりまして、十分議論しているとお聞きいたしております。

続きまして、1市町が否決になった場合はどうなるかという考えでございますが、仮定の話なので、明確にお答えすることは難しいということでございますが、東紀州農業共済組合として考えた場合、解散はできなくなると思います。県内の他の農業共済団体として、

県内として考えれば、県下の1県1組合化は、成り立たないということでございます。これもですね、想像の域を出ませんし、いろいろ国の制度等の絡みが、どうなるのかということ、今現在では、お答えは控えさせていただきます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは、具体的にちょっと町長の、副管理者としてのですね、お話している限りで結構ですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

1つは、この1県に対する、全国的な統廃合なんですね。国がやっぱり主導で、なんていうんですか、1県で1組合というような格好での整理をしようとしている。はたして、これがどういう理由で、そうなっているのか。

農業共済そのものはですね、今まで順調に運営されていた。しかし、ここに来て、こういう格好にするというのは、農家の人もきちっと、やっぱりその中身を考えていただいて、意見も聴取して、この今回の1県1組合という方向での提案をされておると思うんです。

ですから、行政としてね、この行政として実際にメリットとしては、確かにあるんです。負担金がなくなるとか、基本的に事務負担がなくなるとか、職員を派遣する必要がなくなっていくんだということで、メリットもあるんですが、実際には、このデメリットというところ辺も、農家の方にはやっぱり出てくるんじゃないかと。そこがやっぱりきちっと説明をしていないと、僕が思うのは、そこが一番大きな問題点なんです。

例えば農業共済の災害の補償をもらうにしても、実際に災害が起こった時には、農業共済の事務員の方、職員の方が出かけて、その現状を見て申告されると思うんですが、そこら辺は臨機応変にできるのかどうか。組織的にも、紀北町にある、今の支所が、熊野市の支所になり、ここは連絡所だというような格好で、名前も変更されます。

そういうところで、どんどん、どんどん合理化されてしまうということについては、その職員の数も、へたしたら小さくなっていくんじゃないかという危惧もしております。そこら辺ははっきりと、県のほうでも、そこら辺はきちっと答弁をしていただくようにしないと、このままいくんですよということだけでは、やっぱりこれは納得しないのではないかという思いもありまして、町長の答弁をお願いするわけです。どうかよろしくお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この全協の時もね、お話をさせていただいたと思うんですが、基本的には規模のメリットというものが、大変大きくなってきます。これはですね、国もこの地域もですね、やはり大規模災害、今、災害の程度が今までと違ってきております。特に、23年ではですね、紀伊半島大水害がございまして、大変農家が、農業者が大きな被害も受けているところでございます。そういった時に、規模論というのは、大変大きく動いてまいります。そういったことも踏まえての制度改正だと思って、私は思っております。

そういった意味、行政のメリットもおっしゃいましたが、先ほど言ったように、農業者に対するメリットも、私はあると思っておりますし、これは支所とかですね、連絡所という形式にはなりますが、逆にこの人的なメリットもね、私はもう三重県内といっても、2時間もあれば、北から南まで行けるような状態になってきました。

その時に、その地域が一斉の大規模災害がした時に、例えば東紀州農業共済の職員だけでは、本当に人も、査定がですね、足りないと思いますが、例えば紀北地区、尾鷲地区がやられたとした場合、その場合、新しくなる1県1組合化であれば、北勢の例えば被害を受けていない、職員が一斉に入れます。そうすると査定、それから、その後の支払い等も、より円滑に進むのではないかと考えております。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

お言葉を返すようですが、これは防災の面でも、同じことですね。この町でも、熊本へも行って行動している。それはやっぱり少し離れていても、大変な状況になったら、この農業共済でも、組織は別ですけども、別というか違う県ですけども、それは直ぐ駆けつけていかなくてはならないような状況になっていけば、当然、助け合いをする。まさに共済の1つの目的としては、最大の目的として、お互いに助け合おうということでの、この発想。

1次産業である農業を守っていこうというのが、今までの国の大きな柱だったと、私は思うんですが、そういう点で、この三重県だけ、各県がそうなんですが、大きくなったから、みんな直ぐ助けられるんやと、迅速になるんだということについては、私はそこら辺はどうなのかなという気はいたしますが、町長の答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、私は組織をまたいで行動するより、1つの組織の中で行動したほうがいいと思います。ですから、熊本県なら熊本県の中で動く、そして、我々遠いところも助けにいく。しかし、熊本県内で、ある一定の町を助けるとなればですね、県の1つの枠組みの中で動けるということだと思います。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

そうしたら、方向を変えて言いますが、やっぱり農業共済という組織があつてですね、それで、実際には行政が、今までのような、一緒になってということは、なくなる。そやけども、それは放っておくわけじゃないですね、行政も。それはわかるんですが、実際には、農業共済と行政は財政的にも、そういう派遣も、職員の派遣もなくなる。そういう格好になると、非常にガタガタになるというつもりはないけれど、そこら辺はやっぱりどうしても絆が細くなってしまうんじゃないかという気がするんですが、どうですか、町長。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、私の考えとしては、絆とかいう問題ではなしに、共済制度でございますので、保険制度でございます。いざ何かあった時に、助け合うということでございますので、それはですね、行政としても、この共済の支払いとか、そういったものは、そちらで対応しますけど、行政としてはですね、農業者、漁業者が、大変な被害に遭えば、そこら辺は助け合うということですね、今までと何ら変わらないと思っております。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは、もう1点だけ聞いておきます。これについて、農業共済の事務所ですけども、ここら辺は人的にはやっぱり配置は、今までと全然変わらないということで断言できるんですか。方針としてね、農家の人がなくなったのに、それは持つとということはないん

ですけど、そこら辺の話もあろうかと思いますが、差し当たりそのままいくんですよということになるんかですね、それではあまりにも、おぼろげな職員の人の生活も、いろいろ子どもも持っている人もおられるだろうし、これだけの人数がおると。

そこら辺の話で、きちっと物を言えるような話が詰まっているのかどうか、お聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現在ではですね、そのような考えであるとお聞きはいたしております。しかし、県内1本化となればですね、人事異動等で異動もあろうかと思えます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長もそう思ってくれていれば、私もそう思っているんです。ほかの企業でも、大きくなれば当然、遠距離通勤も出てくるんです。広域で遠距離に配置転換があるんですね。そこら辺のことも考えると、そやけど三重県では、先ほども言いましたように、2時間少々あったら行けるであろうということもありますけれど、法的には問題はないということになるかと思いますが、そやけど、そういう点ではですね、もうどこまで、この人員を減らさずに、身分も保障しながら、やっぱりやっていくというのが、本当に守っていけるのかどうか。そこはどうなんですかね。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

新たな団体となりますんで、そういった恐れもあることは事実でございます。通勤とかですね、手当はおそらく住居手当等、出るものだと思っておりますが、やはりそういった部分も、配慮をしていただきながらですね、やっぱり働く場所を決めていただいたり、していただけるものと、私は思っております。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

農家に対する共済のこの仕事、これは普段はほとんど、そんなに、たくさんは詰まった仕事ではないかと思いますが、普段から周到に用意をし、知識を入れて、職員の方はこれに対応していくというのが、今やっておられると思うんですが、そういう点では、もっとこの今までの状態でも、何ら問題がないのにも関わらず、こういうふうに通達一本で、これで全国的に動いている。

しかし、全てがそうやってして動いているわけではないですね。そこまでは申しませんが、広くなりますから、そういう意味でちょっと東紀州の農業共済組合が、一部事務組合が今までどおりきちっとできているにも関わらず、そういう格好にしていこうというのは、どっかなんかあって、問題があって、そういうふうに1県1組合という格好でやられるのは、本当に解せないというか、職員というたら、そういう仕事の面ではね、やっぱり今までもやってくれてるし、そこら辺は何もないのになという気はするんですが、町長すいませんけど、その部分について、再度ちょっとお答えだけ願います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどもご答弁させていただいたようにですね、組織としてのやっぱり効率化等もございます。それから、農業者にとっては、スケールメリットが出てくるのではないかということですね、いろいろ思えば、制度が変われば、やはりいろいろな問題もあらうかと思っています。

しかし、それはですね、農業者のほうに立った、いろいろな制度をですね、行っていただけのものだと思っております。もちろん、これは国が関わっていますが、2分の1がですね、共済金額出させていただいておりますので、そういったことから考えれば、そういうことを配慮しながら、新しい団体として、農業者、それから働いてみえる方、そういったものもですね、しっかりと見守っていただけるのではないかと思います。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私も国のほうの2分の1の財政的なものを出しているというのもわかっております。しかし、これは国として、農業や水産業や林業というのは、1次産業としてですね、一番大事に守っていかなくてはならないから、こういうような施策として出てきて、こういうも

のをつくったんだと思うんです。それがまた萎んでいくようなことではいけないし、やっぱりきちっと現地の農家の人、漁業者の方も含めてですね、そういう施設はきちっと、共済という格好での仕事も踏まえて、やっておりますね、ほかの事業も。そういう意味で見ると、何も遠慮することはないし、国はやっぱりきちっとそれは大事なものとして、こういう制度をつくってきたんだという過程を見ると、やっぱりこれは守っていかなくてはならないんじゃないかと。

そやけど、なくすわけじゃないのは確かなんで、私も納得すれば、これは悪いことではないとは思いますが、本当に農家の方が、今までどおり便利に利用できる、直ぐ来てくれる、何回も足を運んでくれるという意見も聞いています。災害が起こった時はね。

そういうことが、おろそかになっていくような合併、合併というか、大きさになってもいけないと思うんで、こういう質問になっておるわけです。どうか町長、この国のほうの施策、そのものもそうですが、本当に農家の人にきちっとわかってもらう、そういうような約束もできるというような話でね、進めていかないと、その基になるのが、やっぱり職員の方だと。

町でもそうですけど、行政でもやっぱり職員の方が、一生懸命頑張ってもらわなくてはならないということで、日々そういう研鑽もされておるんですが、共済やったって、やっぱりそういうことで、普段日頃そういう格好で、一生懸命やっている方たちですから、それによってマイナスになるようなことでは、やっぱり僕は許せないと思うんで、そういうことで、何回もしつこくこういう質問をしますが、本当に市町の問題ではあるけれど、これはお互いに助け合う、これは本当にどんな状態になったとしても、財政的にも何も今、問題ないだけに、県1にするというのは、私は今わからないでおるんです。

農業共済の議員もさせていただいてですね、その会議でもちょっと申し上げましたけれど、職員の身分、給与、そういうことも、きちっとやっぱりはっきりと物を言って、こうやってやっていきますよということで決めてから、そういういろんな中身をしていくべきだというように、私は思っておりますので、是非、そういう議会になったり、管理者で会う時には、是非、そういう声をですね、農家、職員、ここの2つの部分についてはですね、是非、これまでの実績を落とさないように、その仕事を削っていかないようにですね、是非、言葉を出してほしいなど、そういうことを強く要望いたしますが、その一言を町長にお伺いして、この部分については終わりますけど。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その部分はですね、私は議員とまったく同じなんで、農業者にとってマイナスとなるような1県1組合化では、あってはならないと、そのように思っております。そういった中で、各団体ですね、農業者等もこれから団体となって、理事会とか総代会がございます。そこでも、もちろん意見が言えますし、新たな1県1組合化の中で、農業者の目から見てですね、あまり適切でないような活動があれば、どんどん行政としても、意見を言ってきますし、また、そういった総代とかですね、の方は農業者の方がなられますんで、なれると思うんで、そういうことで、直接意見を言える場もですね、増えてくるのではないかと思います。

議員おっしゃるように、今以下にはならないような制度を、我々もしっかりと要望してまいります。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長のいろいろな答弁も聞きまして、給与も、これからも同じような状態でやっていきますと、連合にあわせてやっていきますと、そういうことで上がる、下がるは別にしても、そういうふうにして、やっぱり働く人の給与も身分も、きちんとかうやってやりますというこの話がないとですね、だめだと思うので、この件については、もう少し今度、議会のほうもあるようでございますが、そういう意味でちょっとまた、そこでも僕も物を言いたいなと思っております。

それでは、質問2に入ります。

有害鳥獣対策について。電気柵をはじめ大規模柵や、緊急雇用創出事業の見回り等、一定の効果といいますか、大きな効果もあります。そのことを効果を、私も見ております。今年は庭先の花や、畑の野菜を荒らしている、サル・イノシシ・シカの獣害対策強化を図っていかなくてはならない。これは山が荒れたということも、1つの理由もありますし、きちんとかういだと、やっぱり里山にも出没するというようなことも、あるかと思います。

そういう意味では、2点について、お聞きしますが、獣害防止のための対策を、今後も続けていかないと、今、非常にこのいろんなところへ発生してきます。例えばですね、今、町でも新しい車で、シカをはねてしまったと。そやけど、その人の走り方も、どんな状態

かも知れませんが、そういうふうにして、被害を受けている方もおられるんです。農家の人はこれはもちろん主ですけども、今日の質問は。そやけど、そういうふうにして、自動車にあたって、車を替えたとか、そやけど、それが自分にもやっぱり公に、誰に言うこともできないので、そやけど、何とかしないと、シカなんかも道路に出て、ドンとあたっているというのが、隠れた被害者なんですね。

本題に戻しますが、この獣害防止のための対策というのは、やっぱり巡回の監視が必要なのかな。あの時は随分、助かったなという思いもありますが、町長の考え方を聞いておきます。

2つ目には、駆除対策について、どうしているのか。昨年度の実績をお願いしたいと思います。これはやっぱり駆除対策についてはですね、個体を何とか減らしていく方法しかないように、私は思います。私も夜、車なんかで走るんですが、シカの多いのはすごいな。サルはちょっと少なかったかなと感じはするんですけど、近所へきて、屋根へのぼっておりますけど、そういう意味でですね、この駆除対策について、これは猟友会の方にも、随分お世話になっておりますね。しかし、高齢化や、猟友会の方がやっぱり組織としても小さくなっているのは、目に見えますが、そういう警察のほうの関係の銃を持つのも、所持もいろいろ厳しいところもあろうかと思えますけれど、なかなか個体を少なくするというのはですね、予算もつけてもたいがい一杯一杯使っておりますけれど、そういう点で、今後の考え方をちょっと聞いておきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

有害鳥獣対策についてでございます。紀北町の獣害防止対策といたしましては、平成18年から実施しているところでございます。紀北町農産物獣害対策事業と、平成22年度より実施いたしております、紀北町鳥獣害防止総合対策事業がございます。

紀北町農産物獣害対策事業につきましては、獣害動物から農作物被害を防止するための資材購入費の補助を実施しております。また、紀北町鳥獣害防止総合対策事業におきましては、紀北町鳥獣害防止総合対策協議会が中心となっておりまして、獣害防止用の大規模柵の設置を行っているところでございます。

それからですね、駆除対策については、議員おっしゃったように、駆除におきまして、紀北町猟友会に駆除をしていただいているところでございまして、平成27年度の駆除頭数

の実績につきましては、サル45頭、イノシシ221頭、シカ371頭、合計637頭となっております。

以上です。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長、昨年の実績、ちょっと聞かせていただきましたけれど、これからですね、どういうふうにして、今のままでいいのかどうか。それ以上は手の出しようがないというか、対策としては、ないんですということになるんか。これはちょっと予算的にも、ちょっと持つてでも、何とか個体を少なくしていくという方向、そこら辺は何とか取り組めないのかな。

今はね、尾鷲あたりでも、海山のほうでも、熊が出るということで、大きく騒がれております。人命にも関わってくるということですね。そういうことも含めてですね、何とか熊は殺せないで、確かに非常に難しいんだと思いますが、そういう意味では、駆除対策についてはですね、どのように、僕の知っている人なんかでも、鉄砲は警察へあげてしまいましたと。これは具体的には、鉄砲はもうやめたんですというような話なんです。そんな方もおられますし、新たにとるのは大変なんだという声も聞きますけど、猟友会しか頼るところがないので、素人はそういうことでは、なかなかできんのでね、追うしかないんで、そこら辺のところは何とか良い方法、学習会をしたり、講演会を受けたりって、そんな僕らも読んだりしますが、なかなかそういう意味ではね、抜本的なね、やっぱり個体を1つずつでも、1匹ずつでもなくしていかないと、無理なんかなという気もしますが、町長の考えを聞いておきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がおっしゃるとおりで、本当にコツコツですね、やらなきゃいけない。それと大規模柵すればするほど、大規模柵以外へ出てきますんで、そういった意味では山もそうなんので、網をかければですね、バッチ式とか、いろいろシカの囲い込みとかですね、いろいろうちも緩衝林的な部分、シカとかそういったのが、住みつきやすいような施策もやっております。

だから、撃つばかり、獲るばかりではなしに、そういった部分でもやっているんですが、なかなか難しいのが現実で、報償金をいくらあげても、その撃っていただくような方が、今、議員おっしゃったように、高齢化とかですね、そういったもので難しいなと思っておりますが、担当課のほうで、少しなんかあったら、はい、どうぞ。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問に、補足説明というふうな形で、答弁させていただきます。

確かに町長がですね、先ほど申し上げましたとおり、駆除頭数、報償金の予算としてはですね、農業委員会のほうからも、常々要望等がございまして、町長のほうからも積極的に要望せよということで、毎年予算計上させていただいております。

そういった中で予算としてはですね、計上させていただいてはおるんですけども、猟友会のメンバーの方々の高齢化等に伴い、駆除頭数としては、大幅な増加が見込めていないというのが状況でございます。

そういった中でですね、担当といたしましても、何かいい方法はないのかということでですね、検討は進めておるところでございますが、現在のところ有効な手立てが見つかっていないというのが実情でございます。

ただですね、農家の方々から被害等、連絡を受けた場合、その都度ですね、猟友会の方々にご協力を依頼いたしまして、檻の設置、罠の設置とかですね、その地区を重点的にしていただくと、そういうふうにさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

手の打ちようがないような感じで、受け止めますが、もちろん猟友会の人にも、いろいろ無理を言いながらも、何とか頑張って、個体数を減らしたい。しかし、今、三浦のほうに獣害を焼却するような炉の計画もあるやに聞いておりますけれど、ここら辺についてはですね、やすらぎ苑でも焼いてはくれますね。国交省なんかも持ち込みますけども、その数が相当な数になるんですが、そういう意味でこの獣害対策として、個体を減らすのも大事だし、かといって追い払う、監視をする、これは住民の人にも本当に家の上にのられて、

ちょっと瓦が動いてしまったとか、そういうことも聞くんですが、そういう意味では本当に何とかこの人家に近づかないという手立て、そのものがどこでも多いんだと思うんですが、そういう食べ物を、果樹を畑に残していったらいかん、とらないかんと。それでほかさないかん。そういう食べ物があると、どんどん出てくるという話も聞いている人、それすらもなかなか高齢化になると、そういうこともなかなか小まめにはできない状況には、ひとつありますね。

そういう意味で、最後になりますが、熊の関係では、やっぱりこれはもう本当にどうしようもないんですね。出たといって警報、警戒を知らすだけで、鉄砲で撃つわけでもないし、かといって、この熊もどうしようもないというんか、見た時には、直ぐ通報して、音を出して追っ払うということぐらいしかないでしょう。

そういう意味では、人間の命とどっちが大事なんやという話も、町から聞こえますけども、そういう点でね、警戒はやっぱり強めないかん。そういう意味では、その情報をきちっとやっぱり出していくと。尾鷲なんかも、相当大騒動になっておりますけれど、そういう点でどこに出ても、やっぱり人家の近くだったら、やっぱりきちっと本当に大騒ぎするぐらい、やっぱり知らせてですね、警戒をしてもらおうというしかないと思うんですが、町長、最後ですが、ここら辺については、この有害駆除、有害鳥獣対策、そのものですね、もっと予算も入れて、何とか少なく被害をするようにということですね、頑張ってもらわないかん。

これはやっぱり農家の人にとっては、高齢者の人が、本当に子どものとこへ送ったりするために、そうやってして、果物もつくったりしてるんですが、そういうところらまで、やっぱり荒らされてくと、やっぱり対策は、やっぱり練らねばならんというような思いで、今回、質問しました。前から何人の方も、この問題についてはされておりますけれど、巡回監視もそんなに小まめには、なかなかできんということもわかりますけれど、そこはやっぱりきちっと、特にたくさん出るところには、こちらを追えばあちらへ行くというような格好で、追っかけっこみたいな感じになるんですが、そういう点では僕らもよくわかっているんですが、やっぱりね、災害の訓練みたいなことではいけないんで、一発で警戒しとったええって意味じゃないんで、そこら辺で、ちょっと今後の獣害対策、予算も含めてですね、何とかこう効果のあるような対策を、少なくとも、たくさんを一遍に捕れればいいんですが、少なくとも、じわじわ少なくしていくというのは、これは大切な対策だと思うんですが、町長の最後のお答えをいただきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員も苦慮しながら、話していただいているように感じたんですが、本当にこの獣害はですね、この間の亀山の森林管理署で、各市町が集まってですね、国有林のあるところが、この話が出ました。それで、国有林等につきましても、そういった山の中での囲い込みなんかもやっているんですが、なかなか案は出るんですが、どこまでやってもというようなお話になっておりました。

そういう意味で、紀北町もですね、まずはコツコツですね、こういう予算化もしながらですね、そういう追い払いや捕獲、そういったものをしていかなければいけないと思っております。また、熊につきましてもですね、これは出れば、直ぐに広報きほく等で周知させていただいて、子どもたちの学校の周辺、通学とかそういうのも周知させていただいているところでございます。

また、今年、銚子川の奥等でも出たんで、我々はそういったごみ等の管理ですね、キャンプへ来た方が、それを餌にということも考えられるのではないかと思いますんで、こういった環境もですね、しっかり見守ることが、熊なんかが、里のほうへ降りてこない、1つの方策かなと思いますんで、そういったことも踏まえまして、今、いろんな方のご助言いただきながら、対策をやっていききたいなと、そのように思っております。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

最後になりますが、答弁いりませんけれど、農業共済そのものを、これについてはですね、職員の身分、やっぱりここら辺は、きちっと給与も含めてですね、労働条件も含めて、やっぱりきちっと物を言っていただく。僕らも言います。そういう格好で、この共済がどうなるかわかりませんが、本当に大事な部分であるだけに、きちんと対応していかななくてはならないと、私も肝に銘じております。そういう点で、町長のほうも副管理者として、是非、農民の人の声も、農家の人の声も聞いていただきたい、そのように思っております。

熊の問題、有害鳥獣の問題、これらについてはですね、何とか気づいたところから、私も町長にも要望しますし、そういう点で、これからも頑張って、この鳥獣被害を少なく

していくということで、動いていきたいな、そのように思います。

以上で、私の質問を終わります。答弁はいりません。

瀧本攻議長

答弁いりません、いいですか。

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、1時まで休憩いたします。

(午前 11時 24分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

11番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

1番、教育委員の選定について、まず教育長にお尋ねいたしたいと思います。

教育、人づくりは、まちづくりを進める上で、もっとも重要な施策であると考えます。

このようなことから、町の教育行政のトップである教育長や教育委員の選任について、お聞きいたします。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

それでは、奥村議員のご質問に、お答えをさせていただきます。

教育委員の選任につきましてですけども、つきましては、過去、長年にわたり教員として活躍しており、退職後は社会教育の分野でも活躍されている方、また、PTA役員となっており、子育てをしている方、地元団体等で活躍している方など、教育に対する高い見識のみならず人望の厚い方で、今後の教育行政における活躍が期待される方を、教育委員会で協議を行い選出し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に基づき、地方公共団体の長が議会の同意を得て、教育委員の任命をいたしております。私に対しても同様だと思います。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

もう一度、第4条をちょっと割愛しているんじゃないかと思うんですけども、もう一度ちょっと全部、読んでいただけませんか、任命についての第4条です。

瀧本攻議長

村島教育長。

第4条、教育課長でもいいの、宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条を、読まさせていただきます。

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。

第2項 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。となっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

教育長にお尋ねいたします。

第4条にあります教育委員の選任理由に、人格が高潔で、教育、芸術及び文化に関し識見を有するとありますが、どのような人のことをいうのでしょうか。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島赳郎教育長

先ほど、ご説明をさせていただきましたけども、教育委員にふさわしい方、再度、言わせてもらいます。長年にわたって教員生活をしたたり、それから社会分野での貢献をされたり、いわゆるPTAの役員になって、子どもを育てている方などですね、先ほどご説明させてもらった方々が、人望の厚い方々を教育委員会としては選任をさせていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

この第4条とは、やや、今の教育長の発言では、ちょっと違うのではないかという気がするのですが、それはさておきですね、次に高潔であるというのは、誰が判断するのでしょうか。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島赳郎教育長

これはですね、町内に広くの方々をですね、対象といたしまして、教育委員会のほうで、この方はどうかということですね、話し合いをもってですね、これなら十分ふさわしい教育委員の方だということで、選出をさせていただいて、そして、議会の同意を得て、町長が任命をさせていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

1つお聞きしたいんですけども、その奨学金のことなんかも、やっぱり教育委員会で論議はされるんですよね。私の意見を申し上げますと、例えばですね、今なお、奨学金にお

きましては、あいかわらず返還型であってね、給付型が今なおされていない。あるいはですね、芸術及び文化に関し識見というふうにありますけども、かつての海山町の中央公民館、これは先般、立派なピアニストがまいりましたけども、あるいはどれだけの高い芸術性をもってみえる方を呼んでもですね、反響板がない以上ですね、その人の持っている力、演奏家の力というのは半減されるんですよ。

これは、かつてのいろいろな経緯もございますけども、そういうことについてもですね、突っ込んで論議はされているとは思わんわけですよ。なおかつ、そのままになっていると。ならばですね、この4条にある、その人格が高潔及び芸術に関し識見という分野から申し上げればですね、私はほど遠いものがあると思うんです。それは私の意見であります。

次に、申し上げます。教育委員会制度が改正されたと思われるが、その改正内容を教えてください。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

議員の質問に答えさせていただきます。

教育委員会制度、昨年ですね、27年4月1日に改定をされました。背景はですね、教育の政治的中立性、それから継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされました。

中身につきましては、4点ほどあります。それは、1つ目はですね、教育に対する大綱を首長が策定するということです。2つ目は、総合教育会議の設置でございます。3つ目が、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者、いわゆる今は混在していますので、新教育長といいますけども、の設置でございます。4点目ですけども、教育委員会のチェック機能の強化、国の関与の見直しとなっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

次にですね、総合教育会議とは、どういうものなのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

総合教育会議と申します会議はですね、教育委員会とそれから長、いわゆる町長さんと協議を行う場でございます。今のところ、3回ほど開かせてもらっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

総合教育会議が今のところ3回と、お聞きしましたけども、その総合教育会議でどのようなことを協議するのか、そして、その3回のうち、どのようなことが協議されたのか、教えていただければと思います。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

先ほど新しく改定された教育委員会制度ということで、教育に関する大綱を市町が策定するという項目がございます。それについて、協議をさせていただきまして、教育大綱を策定することができました。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

これで、1番の質問については、終わりたいとは思いますが、私が思うのはですね、住民の命と健康を守るという大義名分が、地方公共団体に課せられておるわけですが、住民の命と健康を守り、なおかつ福祉をするのが行政であり、特に瑞穂の国、日本におきましては、水、山・海の資源が、守り抜くことが、東紀州の行政の最大の責務であるというふうに私は思うわけです。

そして、他方、ひるがえってですね、未来を構築する子どもを成長させるのが、教育委員会の私は責任であると思うんです。故に、そういうことが堂々とやっぱり語れるような教育委員会にしてほしいというふうに、私は思います。その点について、ごく簡単にご回

答いただければ結構です。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

議員の質問にお答えさせていただきます。

議員もご存知のように、少子高齢化ということで、児童・生徒の数が減っております。その中で地域性を生かした教育を十分子どもたちに与え、また、子どもたちがすくすく育つように育んでいきたいというふうに考えております。そして、先ほど議員もご質疑されたようにですね、芸術、文化、スポーツの交流、いわゆる生涯学習課の分野にありますけれども、そのほうもですね、大いに振興を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

次に、以前にも通告いたしましたけども、3番の質問に移りたいと思います。

これ、1番をお聞きし、なおかつ2番、3番は、包括的にする予定でございますので、まず1番、内閣府で検討されたことが、地方ではどのように形で、具体化されていくのですか。そのプロセスをご説明いただきたい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中央防災会議、内閣府でですね、検討されたことが、地方ではどのような形になっているのかということでございますが、中央防災会議は内閣の重要施策に関する会議の1つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されておりまして、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行っているところでございます。

県、市町村では、国の検討項目、方向性を踏まえまして、それぞれの防災会議の審議を経まして、地域防災計画の改正等を行っているところでございます。これからもですね、国や県の動向、方向性をしっかりと捉えながら、安全・安心なまちづくりを行っていき

いと、そのように思っております。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

2番以降について、包括的にお尋ねいたします。

町長、橋杭岩、ご存知だと思んですけども、橋杭岩に、大きな、巨大な石がゴロゴロしております。それはご存知ですよ。あれはどのようにできてきたか、もしご存知でしたら。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、去年、橋杭岩に行って、説明文を読んだんですけども、浸食や津波等によって削られたり、流されたりした石が、ゴロゴロとあるというような説明文を読んだような記憶がございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

その通りでございまして、800年代だと思ったんですけども、西暦ですね、その時の、その津波によって、流されてきた岩と言われておるわけです。そして、その重量から、当時の津波の強さというのはですね、計測できるというふうなところまで、現在は進んでおります。

それほど、私のここで言いたいのは、津波の力は、計り知れない破壊力を持っているということであります。千年に一度と言われる津波が来た場合にですね、越流しても、壊れない堤防をつくるというのが、堤防に関する南海トラフ巨大地震対策最終報告、平成25年5月のワーキンググループの最終提言であります。

他方、東北地方ではですね、先般、長島の議員とともにですね、仙台空港の横を通り、多賀城の横を通り、石巻に到達し、石巻から岩手県の普代村まで、つぶさに私たちは視察をいたしました。

町長にありましては、視察はどこどこに行かれたのでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

気仙沼を中心に、陸前高田とその下、庁舎も流されたところ、ちょっと名前を忘れたけども、4箇所行きました。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

まず近年におきましては、中部沖地震、そして北海道の南西沖地震、そして北海道東方沖地震、そして、本当は、次が南海トラフと言われておったんです。ところが先に三陸沖が、破壊したプレートが、次が関東か南海トラフと言われていることは、ほぼ間違いないと思います。

その中であってですね、今の三陸鉄道が分断をしてですね、とても視察に行けるような状況ではなかったわけですが、先般たまたま一緒に行ってくださった方がございまして、視察をつぶさに行いましたけども、次の地震がですね、地震・津波、いわゆる東北にありましては、先般の地震は千年に一度じゃなしにですね、文科省の発表では400年から600年に一度というふうに、津波いわれておるわけです。

15世紀の中頃に来たということは、どうも事実のようです。早ければ、にしたがってですね、東北にその巨大地震及び津波が、想定されるのは、400年から600年先だといっても、過言ではないと思うんですけども、にもかかわらずですね、もう海岸線一律にですね、一直線に東北、岩手県に向かってですね、10mの堤防がですね、ハイピッチで建設されているわけです。それは将来を見越したものであります。

他方ですね、にも関わらず、南海トラフの対応する、私たちの地域ではですね、非常にもう間近だと、早くて2025年だと。しかも活断層の破壊等によってですね、早まるだろうとも言われているわけです。

そして、私はずっと以前からですね、引本の堤防を中心にして、もう造り変えてもらわないと、持ち堪えられんということを発言し、これは奥山町長さんの時代からでありましたし、尾上町長にあっても、聞いてみえることとは思いうんですけども、この10m、少なくとも10mに近い堤防を、あるいは今やっている矢口とか、三浦の堤防をつくるのが、必須の条件だと、私は思うんですけども、このような要望をですね、町として公文書でもって、県に出されたことはあるのでしたら、後日で結構ですので、拝見したいというふうに

思います。いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

堤防のお話ですけど、これは知事が、以前申し上げたことだと思いますけど、やはりハードですね、全てを賄うことは大変難しいという判断をしております。

そして、命を救うということで、ソフトとハードを組み合わせながら、避難、命を守るということが大事だということで、お話を聞いております。

したがって、我々といたしましても、県の状況、お話を聞く中で、堤防で囲ってくださいという、正確なそういった要望はいたしておりません。ただ、議員がいつもおっしゃっていただいているように、引本港とかですね、そういったところの堤防の補強、しっかりしてください、長寿命化をしてくださいねということですね、町村会も通じながら、行っておりますが、まず県としての考え方としては、1,145km ある海岸線を、全て堤防で囲うのは、非現実的であるというようなお話をお聞きいたしております。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

これはですね、前にも申し上げましたけれども、もう2011年3月以前からですね、津の栗真から四日市にかけてですね、矢口と三浦のような堤防に、既に着手しているわけです。これは津の市長が、2011年12月6日の、知事もおみえになってましたけれども、その中で津の市長が豪語してましたけれども、無償だと、実に無償だったんです。

私はその時に、概要を知りたくてですね、四日市の国交省港湾局長を訪ね、最終的にはいろいろとお話することができましたけれども、やろうと思えばできるんですよ。これは知事の考え方が間違っておるんですよ。だから、あなたの考え方は間違っているんだと、それから、地元出身の県会議員とも連動してですね、やはり東紀州の平野であればいいですけども、裏が急峻ですから、こういうところは少なくとも、500年や600年の津波に対応する堤防はできなくてもですね、粘り強く、それを越流してでもですね、粘り強い堤防をつくってもらわな困るということを、私は言っていたきたいというのが、私の考えであります。

次の質問に移ります。

海野の堤防について、ちょっとお聞きしたいんですけども、純海野です、古里も海野のようでございますので、海野の堤防の形状は、ご存知でしょうか。もしご存知でなければ、農林水産課長ともいろいろお話をしておりますので、ご存知だと思うんですけども。

（「古里は古里です」と呼ぶ者あり）

11番 奥村武生議員

そうですか、失礼いたしました。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

海野の堤防につきましてはですね、古里と言わなあかんのか、海野漁港というのか、まあまあそこはさておき、昭和37年に竣工した堤防と聞いております。海岸から高さ約8mの高さでございまして、延長567m、構造はですね、盛土式の堤防という形で、土を盛ったような形で、表法と裏法ということ、コンクリートで被覆したような構造になっていると聞いております。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

海野の住民の方、私はこれは、もちろん歩きましたし、自分の歩いた考えでいっているわけでもないんですよ。海野の一住民のことを一番心配している方から、4月28日に、携帯に電話がございまして、調べてもらわな困ると、一体どうなってるんでしょうかということでありましたので、それから、初めて私は海野の堤防について、勉強した次第であります。

一見ですね、波返しがありですね、あの堤防であれば、跳ね返すことができるだろうと、一見そのように、かつて私もそのように思いました。しかし、中がですね、オールコンクリートでできているわけじゃないということを知りましてですね、私は考えでは、先ほど言いましたような、津波がくればですね、越流までもなしにですね、これは壊滅的打撃を受けるんじゃないかと。

そして、海野の人が心配するのは、少しでも越流したらですね、中の道のほうに向かって、坂になっているんですよ、すり鉢状になっているっていったほうが、過言ではない。そやで、堤防がある面では非常に命綱だというふうなことを、おっしゃっているんですよ。

このような漁港を抱える町というのは、財政的には非常に大変なことだというふうに、先ほども農林水産課長とも、港湾の場合は、県が担当してくれるので、ある面では県へ要求すればええという部分もありますけれども、これ漁港は大変だと思うのですけれども、この漁港を当町はいくつ持っている、その堤防を、矢口、今、着手しているのは、矢口と三浦ですね、あと漁港として、その長寿命化を遂行しているのは、どことどこがあるんでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

当町は5つの漁港を持っております。今、改修中の三浦、矢口、それから、今おっしゃった海野、島勝、白浦でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

長寿命化の政策、県の政策ではね、これは東紀州にあってはですね、熊野市はちょっと知りませんけれども、私は守りきれんと思うんです。なおかつ、平成32年ですか、30年ですか、その辺まで長寿命化、ほんといったら長寿命化を通り越してですね、そんなもの蹴っ飛ばして、そして耐震の調査をしてですね、耐えられる、やっぱり、すべきやないかと、私はそう思います。

長寿命化を待ったんではですね、港湾よりも相当遅れているんですよ。それは仕方ないことです。町で管理しなくちゃならないという宿命でございますので、しかし、少なくともそういうことでは、もう差し迫った状態で困るんだということを、県にやっぱり申し上げてもらわないかんと思うんですけどね、申し上げていただけますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご案内のようにね、三浦、矢口、今、改修をやっております。国が2分の1です。それから、県が今35の、町が15%もっています。これが、今、県がですね、大変厳しいということで、35%の部分も、何%になるやらからない。ということはですね、1つの漁港の改修、今、矢口や三浦のようなことをやりますと、例えば、国が2分の1持ちますよ

ね、もし県が0としたら、その2分の1もたないと、10億かかれば5億、町が持ち出さなければいけない、そういう現状もございますので、今、ご存知のように、毎年、3億予算としてはあげているんです、三浦、矢口でも。うちも一生懸命お金を出す、それでも当初では、1億しかつかなかった。

そういう現状がございますので、国の予算の取り合い、県の予算の取り合いという中で、こういう枠の中で、取り合いをしているというような状況でございまして、大変厳しいのと、我々が今、手を入れている三浦と矢口を、早期完成したいということの思いでやっていますが、それさえも思うように進んでいないのが現状でございまして、厳しいことでございますので、長寿命化をしながら、少しでも住民の皆様のご安心を守っていこうじゃないかということで、海野にしても、空洞調査をして、そこへ少し小さな空洞があったんで、砂利を埋めたり、今回ですね、来年度以降、あそこは今、議員おっしゃったように、こういう形なんですよ。海があって、それで暗渠が通っています、低いところ。そこで、この樋門を閉じようと、津波きますと、低いところ同士で通過していきますんで、そういう計画を、今、海野区の皆さんとお話しておりますので、次年度なり、29年なり、30年なり、また予算化したいとは思いますが、それさえもやっぱり国の予算をとってこないと、町の単独だけでは動きにくいというのもございまして、我々は努力してまいりたいと思います。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町長、漁港が町管理という、非常に厳しい宿命の中ですね、防御してかないかんわけですので、非常に苦しいわけです。ただ、県の言っているのはですね、三浦と矢口が終わってからなんですよと言っとるわけですね、そういうことではね、やはり私は困るんだと、もう何十年先の話ならね、津波が、ええですけども、もう差し迫っておるわけですからということは、私は言ってもらわないかんと思うんですよ。

それを言えるのは、町の理事者でありですね、県会議員だと思うんです。県会議員が大体ですね、建設常任委員会ですね、長寿命化ありきですね、その新設をすべきだということを言っていないという話も漏れ伝わってきておるわけですけども、そこがしっかりしてもらわなあかと、私は思うのね。どうですかね、町長、私の考えはいかがですか。簡単に結構です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私としては、県議員もですね、それぞれの立場で頑張っていると思いますし、私も頑張っています。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

本地の堤防の、いわゆるＪＲの通っている線路から河口に向けての堤防ですね、そこに住んでみえる、うちの職員もたくさんおると思うんですけども、その、そしてなおかつ、今のは余分なことでしたけども、あの堤防の際にね、いわゆる銚子川の河口沿いのところに、今、子どもがたくさん、小さな子どもがたくさん育ってきておるんですよ。

だから、ここの、それを、線路を超えてですね、その銚子橋のほうへ行くまでは、かなり高くなっておるんですよ。その銚子橋うんぬんのことについては、また別途、次の機会でも申し上げたいと思うんですけども、このＪＲの鉄道から河口までの、その左岸は、海拔、町長どれぐらいだとお考えですか。そして、何年頃できましたか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと、私、今、情報を持っておりませんので、担当課のほうから答弁させていただきます。

瀧本攻議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

銚子川のＪＲから下流の左岸の標高なんですけど、施設の台帳、議員にも提出させていただいておる横断図ですか、それでは、ちょっと表示がございませんのなんですけども、町の津波マップ、標高表示がありますんやけども、そのＪＲやや下流で、5.4となっていますので、5 m程度の標高ではないかと思います。

そして、その設置された年度なんですけども、町のほうで、航空写真とかで確認しますと、平成に入ってから、上のパラペット部分は設置されたものと思われます。

以上でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

やはり、今、申し上げましたようにですね、2011年3月11日を境にしてですね、やっぱり防災のあり方も、スコンと変えないかんということは、私は思うですよ。それで、本地の堤防につきましては、私は4.何mというふうに、先般お聞きしましたがけれども、ここがあまりにも、ちょっと低いと思っているものですから、少なくともここが越流しないようにですね、越流しても壊れないような堤防を、1日も早くやっぱり着手すべきだというふうに私は思います。

ここは、平成に入ってからと言いましたが、植地課長、津波の破壊力にこれは耐えられますかね、越流は別の問題として。

瀧本攻議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

堤防の、堤防といいましても、河川堤防でございますので、津波に耐えられるか、耐えられんかという回答は、ちょっと私のほうではできません。その堤防自体は、河川の計画ですね、その当時つくられた河川の計画をもって、流量とか、最高計画高水位ですか、そういうのを加味して、その当時つくられたものですので、津波に対して、持つか持たないかという返答は、ちょっと差し控えさせていただきます。

すいません。もう1つ、ちょっとあれなんですけど、先ほど言った、平成に入ってからというのは、盛土式の堤防の上に、パラペット式の、いうたら上部がのっぺおるわけです。その部分に関してが、平成に入ってから設置されたものということでございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

詳しくは、私も次の機会で、精査の上、発言させていただきます。

それから、次にですね、前も申し上げましたが、避難場所に行くまでにですね、これを阻むものがあると。そのことは、ずっと前から指摘させていただいたことでもあります。

それで、引本北町の避難路にいたる住民の皆さんからも、かなり強く、私も指摘をされ

ておりますけれども、やっとな町のほうですね、持ち主のほうへ出向いていただいたという
ことをお聞きしましたので、そのことについて、詳しく報告を求めるものであります。
課長で結構です。課長が精査していますので。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長から、お答えさせていただきます。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

引本浦の危険空き家の所有者の関係者とは、今年の2月から交渉を進めております。先
月末頃に、連絡がございまして、危険な状態の改善に向けて、建設業者と相談をしている
という連絡をいただいております。

以上です。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

危険な状態を、解消するためにと、そうすると取り壊すとか、取り壊さんとかいうところ
までは、踏み込んで話をされてない。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

はい、そのとおりです。

以上です。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

次にですね、今の関連があることですが、耐震をすることが、耐震をいろいろ私も、
喫茶店にいたり、いろいろな人と会うとお話をするわけですが、必要性。その耐
震の必要性を説くとですね、お金がいるという言葉が、即座に返ってくるわけですが、

耐震することによってですね、外におればいいけれども、中におった場合にですね、家の中から避難をすると、外へ脱出するということから考えてもですね、耐震というのは、私はお金にかかわらない、命にかかわるもんだというふうな認識を、私は持っています。

それですね、ある地方公共団体におきましてはですね、各職員が7年がかりで、各戸を回りですね、その耐震の必要性を説きですね、かなりの部分で努力をしているということが、先般のテレビで行っていました。

それで、私はですね、そのようにですね、町が耐震の旗を振ってもですね、振るだけじゃなしに、職員がやっぱり手分けをしてですね、時間をもって耐震の必要性を、やっぱり各戸を回ってやっていただきたいと思いますけども、いかがですか。

ノーかイエスで結構です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の段階でですね、各戸までは行けないとは思いますが、啓発はしていきたいと思えます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

それではですね、1つの例としてね、東日本大震災の時に、倒壊があり、そして、当然のごとく火災があったと、そして火災の中でですね、これは消防の会議でも申し上げましたけども、泣き叫ぶ子どもがおったと。しかしながら、何ともしようがなかったと。そういう記事もありました。

たがら、本当に住民の命と健康を守るならばですね、少なくとも避難路の確保はですね、私は必要不可欠だと思うんです。そのための努力をしていただきたいということなんですけども、あわせて申し上げました、先般申し上げました、避難路にいたるところの持ち主についてはですね、当然やっぱり最低、早期にそういうことはやっていただきたいと思えますけども、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。議員がご指摘のところばかりじゃなしにですね、そういったところは、いたるところにあると思います。そういったご自身の家庭を守る、それからですね、避難する方の避難経路を守るという観点からもですね、やはりそれは必要だと思いますが、なにぶんにも個人の財産ということで、それぞれ家庭には、ご事情がおりかと思ひます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

次に、3番に移ります。

水道事業に関する一般訴訟について。

瀧本攻議長

2番ですな。

11番 奥村武生議員

2番に移ります。

裁判も終わりました、それで、いろんなことが、積み残された、整理をしなくちゃならない問題もあると思うんですけども、1つには町長、前訴も含めて、一番、私はこのことに心を傷め、なおかつ身を削る思いをされたのはですね、審議委員会の皆さんだと思うんです。

なおかつ、上申書を書かれた方もおるやに聞いていますし、誰か存じてませんけども、それから、関西大学の教授ですか、立派な意見書も書いていただいた。このような方にですね、このような形で終わりましたと、長い間、本当にありがとうございましたという、そういう文を添えてですね、私は一番が終わった後、たまたま学者の方と、何かの拍子でお話することができ、あんたそこは、そういうことすらやってないのかと、お叱りを受けたことがありました。それは事実です。

だから、この際、そのことで、随分ご尽力していただいた方についてですね、文書を添えて、挨拶をすべきじゃないかと、してなければね、と思いますけども、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃることはもっともでございます。

それで、我々といたしましても、先生方にはですね、御礼の手紙を書かさせていただきまして、私、自筆でサインさせていただいたと思います。それと、あと弁護士先生のほうはですね、最終判決が出た時には、直接、各事務所に私がお電話を、まずさせていただいたような次第でございます。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

審議委員の方も、していただいたわけですね。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

審議会委員の方にはですね、しておりません。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私はその審議会委員の方にも、やっぱり一番心を傷めたと思いますので、私は必要だと思います、いかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もう少ししたら、水道水源の審議会がございまして、会長等は同じ方をお願いしとるな、でございますので、直接お話する機会があつてですね、判決も決まり、現実には、今回に予算が、最終予算のようなものがあげさせていただいておりますので、そこまでかかりますけども、その審議会の時に、委嘱する時に、深く御礼を申し述べたいと思います。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

ふり返るにあたりですね、その問題点は全員協議会の中で、楠井弁護士が言ったようにですね、言ったのは、保健所より先に書類が出されたと、その後、我がほうがと、そのためには科学的根拠が必要ですよということは、強くおっしゃられた。その科学的根拠につ

いての説明を、ちょっとお願いしたいんです。どういう科学的根拠を示したかということ。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水収支についてですね、その水源の枯渇のことを、文章で書いていただいたと思います。

瀧本攻議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

事実、それだけでは町長、弱いんですよ。先のことも申し上げますけども、これは本当はね、業者にですね、3箇所、少なくとも3所、ボーリング調査をしていただいて、それで、本当はそこで判断すべきだったんですよ。今後のことになると思いますので、私はあえてそういうふうに申し上げました。

時間がきましたので、終わりたいと思います。残された問題は、12月一般質問で行います。

瀧本攻議長

答弁はいらないですか。

11番 奥村武生議員

いらないです。

瀧本攻議長

そうですか。

これで、奥村武生君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、2時5分まで休憩いたします。

(午後 1時 50分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

瀧本攻議長

2番 原隆伸君の発言を許します。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

2番 原隆伸。平成28年9月議会の一般質問を、通告に対し議長の許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

通告は、町長のいう住民目線の概念について、それから、住民目線が末端まで行き届いているのか。それから、損害賠償事件における成功報酬、手数料金額の正当性の根拠ということで、3点を主に質問させていただきます。

質問順序が、このように考えていたんですけども、トラブルがございましたんで、ちょっと終わりを住民目線で終わりたいと、そのように考えますので、議長、3番の損害賠償事件における成功報酬というところから、始めたいと思うんですか、許可願えますか。

瀧本攻議長

どうぞ。

2番 原隆伸議員

それでは、損害賠償請求事件における成功報酬、手数料金額の正当性の根拠はということで、この裁判の流れを決定づけるようなことが、この終結に至る過程であったと思うんですけども、この流れを決定づける分岐点っていうんですか、それは一体なんだったのか、町長にまずお聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

損害賠償請求事件における分岐点ということで、原さんのおっしゃるのと、私のと違うかもわかりませんが、私にとってはですね、第一審判決が、1つの分岐点だと思います。

瀧本攻議長

手を挙げて、挙手して。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

原隆伸です。今回、証人尋問というのが、私は1つの流れの違いじゃなかったかと思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えでしょう。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

証人尋問はですね、いろいろ私も裁判に出ておりましたんで、あれなんですけど、それはそれぞれの立場でですね、ありましたんで、どちらがどうというようなお話は、この場では差し控えさせていただきます。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私はいろいろ見てきますと、この間20年、証人尋問的なことは、初めて今回やられたわけですね。今回っていうのも、だいぶかかってますけれども、そこがやっぱり分岐点のような気がしてしょうがないんですけども。もう本当に苦労して資料を集めて、本当に大変な立場で頑張られたと思うんですけども、本当に私も敬意を表し、そしてまた、無理なお願いをしたこと、本当に申し訳なかったとは思っているんですけども、それについて、もう一度、町長のご意見をお伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

証人尋問ということですね、それに至るまでのですね、経緯等は調査も入ります。特に町のほうから出た証人はですね、そういった調査のこともございまして、ですから、我々の意識の中では、証人尋問というより、そこに至るまでの証人として出るまでのですね、裏取りとか、事実をですね、しっかり調査をしたという部分が、証人尋問という観点では、そのところが、やっぱり重きにおけるところだったんじゃないかなと思います。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私は町長選に、6、7年前になるんですかね、出たのは。それで、落選して、その当時、この裁判問題を解決しようと思って、出馬したわけでございますけれども、落ちたもんですから、当時の水道課長及び今の住民課長にですね、ここを解明しないと、今までの流れは変わらないよということで、随分、貴重な時間を割いていただいてですね、話しました。

一時ね、彼が窓際みたいなところに、押しやられておったことも、本当に申し訳ないと思っていたんですけども、こういう結論に至りましたんで、私も内心ホッとして、今は住民課長で、顔を見れる立場にいますんで、本当に感謝しております。

それですね、私は手前味噌は好きじゃない。むしろ嫌いなほうです。だけど、言わなくちゃいかんから言いますけども、私はこの裁判について、真剣に、議員ではなかったですけども、何でもなかったですけども、真剣に考えてやってきました。私は功労者の一人だと自負しております。

それに比べて、当事者の声が何も聞こえません。裁判で20年かかっていますから、いろんな方が関係しているかも知れません。で、私としてはですね、同じ町長選を戦った人、またその後、町長選を戦った人、私は町長選に出ただけで、そこまで責任を感じて、いろいろ自分の思ったことをやってきました。

その後、町長選に出た人もですね、何らかのコメントがあっていいんじゃないか。それが残念でなりません。私自身、こんなところで、そういうことを言わないかんということ自身、本当に残念でなりません。

そういうことでですね、やっぱり済んだこととはいえ、物事の本質をですね、解明して、二度とこういうことのないように、町長と去年の暮れに約束しました。新しい山を登るんだよと。紀北町を一步でも二歩でも、前へ進めることによって、ああ紀北町は変わったんだと。

それで、ふるさと納税で自主財源を充実させて、何とか前へ進めていく、それを願ってですね、今日まで頑張ってきました。それでこの定例会の前に、レジオネラ菌、議長。

瀧本攻議長

はい。

2番 原隆伸議員

私、できるだけ通告外にならないように、努力いたしますので、明らかに通告外というところがあったら、ご指摘願います。

瀧本攻議長

ちょっと外れつつあるね。

2番 原隆伸議員

私は、住民目線という質問をする趣旨というのはですね、6月議会において、町長が私が住民目線が末端まで行き届いていないじゃないかと言ったことに対して、それは私の責任ですと言ったことに対して、私の言わんとすることを、わかってくれとるんだなど、もうこれ以上いわんでもいいということで、端折りました。今は悔やまれてなりません。

それでは、住民目線に入りたいと思います。

瀧本攻議長

損害賠償の件はいいんですか。

2番 原隆伸議員

失礼しました。損害賠償の件で、今後どうしていくのかということですね。住民自身が納得のいく形で、どうしたらいいのか。ちょっと町長の真摯なる答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のが、ちょっと趣旨が本当にわからないんですが、金額の正当性の根拠ということではなしに、住民の。

瀧本攻議長

町長、お座りください。

再質問してください。原隆伸君。

2番 原隆伸議員

ちょっと一足飛びましたんで、申し訳ありません。

成功報酬の根拠となる金額ですね、私は先ほども言ったように、弁護士さんとか、そういう流れの中で、証人尋問というのは出てきたのかどうか。それが不明です。

それで、弁護士さん、すなわち代理人でございますよね。だから、その代理人の働きが、成功報酬と、どこまで考えらるようなことをしていたのか、私自身、不信でなりません。

ようするに、アドバイスの要素、それから、裁判にいたる裁判のやり方、そこら辺の打合せ、そこらが適切に行われたのか。私自身、なんか不信感を拭えません。

瀧本攻議長

原議員に言います。これ成功報酬のね、根拠はと出とるわけです、それが細部に入ってくると、非常に答えにくいと思うんで。

2番 原隆伸議員

わかりました。それじゃ、今、私、要求している中で、成功報酬の根拠というものは、出てきてません。だから、成功報酬の根拠と思われるのを、ちょっとあれやったら、町長にもう一度、根拠と言われるものを説明していただきたいと思います。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

8番 入江康仁議員

昨日、原議員ね、議事進行で、前者の東清剛議員の質問をとめました、あんた。それは何言うとるかわからんということやったけど、あんたの今の言うことは、まさしく昨日のあんたの言うたこと繰り返しとる自分とで、議長。それで、町長も答弁できんような質問したらあかん。議長、注意したってください。

瀧本攻議長

わかりました。

だから、先ほど私は静かに注意したんです。

だから、根拠について、端的に質問してくださいということです。

町長、答弁できますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

今の原議員のですね、発言を伺うところによると、証人尋問とか、職員、頑張ったよね、でも、弁護士、代理人はどうなのよというように、私ちょっと聞き取ったんですが、そういう答え方でよろしいでしょうか。

その部分につきましてはですね、代理人は5事務所とも、一生懸命頑張っていたきました。これは裁判というものはですね、私も一度、裁判費用を否決されまして、二度、弁護士なしで、先生なしでやりましたが、大変難しい問題でした。

それがですね、20年にわたる前訴も含めて、いろんな裁判で、この弁護士先生がいなかったら、とても戦っていけないというような感じでございました。

それと、成功報酬につきましてはですね、もともとが160億円の損害賠償請求事件でございました。そういう中でですね、旧弁護士連合会の報酬という基準というのがございます。そういったものですればですね、相当大きな金額になります。その内金の60億円で計算し

てもですね、2億4,000万円というような数字になりますし、他の市町のこういった裁判を見ましても、大変大きな金額を請求されているところでございます。

160億円からすれば0.1%でございます。そういった感覚からしてもですね、今の1億6,200万円、いやいやごめんなさい、自分であげとったらあかんね。1,620万円、はいはい、もう大盤振る舞いになってしまうね。ごめんなさい。1,620万円、これに対しては、言葉悪いですが、皆さんの税金でお支払いするんで、悪いんですけど、私自身はもっと高い請求になるのかなと思っていたぐらいでございます。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私もそう思いたいところなんですけども、もう1つ、流れ、20年の流れというのがございますんですね、どうしても釈然としない部分がございますので、そこら辺、訴訟、弁護、代理人とですね、そこら辺はどういうふうになっていたのか、もう一度、最後にもう1回だけお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

弁護士先生とは、裁判をだんだん詰まっていく中でですね、いろいろ話もしてまいりました。その途中ではですね、これよりもっと高い数字も出ておりました。なかなかそういう、行政がということで、弁護士先生のほうも、一定の配慮をいただいた数字だと思っております。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

この裁判の問題についてはですね、素人として言わない部分も、いいのかなということもございますので、この辺で終わらせてもらいます。

続きまして、住民目線ということで、先ほども言いましたようにですね、町長は住民目線が末端までいっていないとするならば、私の責任ですということを言いましたものですから、私は6月議会でも、それで、これで大丈夫やなど、わかってくれてるんやなどということ、やめたんですけども、どうも結果がそういうことにならなかったものですから、

非常に残念でございます。

それで、改めて今、住民目線の1項としてですね、住民目線は、どこにあるのか。誰のことが住民目線の対象者かということを、お聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとその前ですね、質問が住民目線にならなかったのかといったの、裁判がという話ですか。なんか一番先に、話し、起こし言葉でなんか、ちょっともう一度いいですか。

瀧本攻議長

裁判のことは終わったんです。振ってたもんで、原議員、再質問してください。

原議員。

2番 原隆伸議員

町長のいう、住民目線の概念は何かということですね。

それで、住民目線の対象者は誰かということです。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民目線の対象者というのはですね、私は、全ての方々の目線にあると思います。住民目線というのは、施策を行います、その施策の相手が、特にその相手の気持ちになって行わなければいけないんですが、しかし、その施策を見た時、相手の目線を見た時に、他の方々もいらっしやいます。そういったトータルバランスを考えての目線でございまして、いろいろなものに配慮をしながら、やっぱりそういったバランスのある施策をとるべきだということで、住民の目線に立ってというお話をさせていただいております。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

いろんな人の目線に立たないと、住民目線ということは言えないと思うんですよね。その中でですね、行政とか、そういうのであれば、住民が主体になりますけども、業者が絡んできた時にですね、業者ですね、業者が絡んだきた時に、その交通整理はどのように、

どういう観点から、どのようにやっていますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

業者が絡んできたという、何にどのように絡んだのかというのは、ちょっとご指摘、いえいえ、ですから、業者が絡み、いろいろな方があります。それらをですね、いろいろな角度から検討して、いろいろな目線で見るということがですね、住民目線という、さも住民の皆さんだけだと思いますけど、私の場合のいう目線は、それは業者の方もそうですし、いろいろな方もそうです。そういう中で、話し合いの中で、しっかりお話をしながら、そういう施策を育ててあげて、それから仕上げていくという観点でございます。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それでは、観光産業についてですね、どういう目線か、もう一度確認させていただきます。よろしくお願いします。ポイントはどこかということですね。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やっぱり観光で大事なのはですね、それぞれの観光資源を生かすこと、それとお越しいただいた方への、おもてなしだと思っています。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

だとするならば、今回の問題は、なぜ起きたんですか。

瀧本攻議長

今回の問題、具体的に。

2番 原隆伸議員

古里温泉という名前を出していいのかわかりませんが、住民目線でやっておったら、そんな馬鹿なことは起こるわけないと思っているんですけどね、どうでしょう。

瀧本攻議長

ちょっと、今の問題はさ、通告になかったんやけども、答えられますか。いいですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

住民目線、方向性はそういう形でやっております。ただですね、今回の古里温泉、ズレてくと議長にお叱り受けるかもわかりませんが、機器の故障からレジオネラ菌をですね、発生という結果を招きました。この目線でやってもですね、やっぱりミスや、そういったものがあります。それにはですね、私はいつも言っているんですが、しっかりといろいろなものに気を配って、配慮しろと。職員に言っているのは、それでもなお、そこまでやるか、これでもかと、ここまで徹底してやれと指示はしております。

しかし、大きな中で、こういったミスもございます。このミスをなくしていくことが、私がしっかりと言葉を大にしてですね、職員に指導すべきことだと思っております。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

お答えいただいて、ありがとうございます。

しかしながらですね、ことは難しいようでございますけれども、簡単なことやと思います。ようするに、横の連絡がとれてなかったから、こういう問題が起こったんやと、それに期すると。

それは、やっぱり住民目線、町長の住民目線ですね、ポイントがズレていた。もしくは信頼関係過信、過信頼であったか、いろいろとそこには要素はたぶんに含まれるかもわかりませんですけども、あってはならないことですよね、これはね。私としては、その紀北町が一步も、二歩も、これから進んでいくのに、本当に横面をはられたような気持ちで。

瀧本攻議長

原議員にちょっと忠告します。

通告してないんさ。やるんやったら、12月の定例会でしてください。

2番 原隆伸議員

わかりました。

それでは、次の項目に移ります。

P D C Aについて、お聞きいたします。P D C Aサイクルから整合性、例えば赤羽川の濁水対策検証はなされていますか。

それから、シルトプロテクターの対策はとられていますかということについて、ちょっとお聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

1点だけ、先のやつにお答えさせてください。

住民目線とですね、原議員、こういったミスと直結しているようでございますけど、私自身は方向性や自分の考えは、住民目線でしっかりやっております。しかし、そういった中でも、ミスは起こるのも事実でございます。そして、そのミスをですね、いかに改善していくか、これこそPDCAでございまして、そういう中で、こういうミスがあれば、じゃあどうやって、次のチェックしながら、アクション、PDCA、アクトにつなげていくのかという話になろうかと思ひますんで、私はこういう言い方、大変失礼ですけども、この100億円の行政をやっている中で、ミスなく、100%できる自信はございません。

ただ、それに対してのお詫びとか、次の手を打つ、そういったことが、今の危機管理意識を持つ政治のあり方だと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思ひます。

それと、赤羽川の豪雨につきましてですけども、これは濁水対策というよりも、土砂の流出、流下の対策に、今、力を入れておりますし、立枯木の流下ですね、そこに対してはスリットダム等を建設していただいて、やっておりますが、濁水に対する対策は、先だっても先ほども申し上げたんですが、亀山の森林管理署とも、いろいろ話をしておりますが、濁水そのものに対してはですね、山の安定等を待つしかない部分もございます。

安定をしてきたら、そういったいろいろな施策、緑化とかですね、いろいろなことも考えられるのであるが、今の段階では難しいというのが、国の考え方でございます。

そして、シルトプロテクター、シルトフェンスのことだと思うんですが、これは日常的な河川工事におきましてはですね、シルトフェンスをはっているところでございます。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

8番 入江康仁議員

いいですか。

尾上壽一町長

どうぞ。

8番 入江康仁議員

先ほど議長はね、これ通告外だと言いましたよね、古里温泉の問題は。しかし、これから見るとさ、住民目線の中で、健康増進施設も入っているし、それにつなげあわせて、これは議会が始まってから出た問題です。だから、別に町長も今、答えているし、そんなあれじゃないと思うんさな、質問することには。通告外じゃないと思う。通告の中で受け入れるべきやと思うんさな、議員が質問される中で、町長がまだ調査中だとか、今わからんというんだったらわかるけども、町長も十分答えておるんでね、やはりそこまで制限する必要はないんじゃないかと。

それで、もう1点は、この全体の住民目線についてということで、この損害賠償の、3から始まって、2の住民目線のあたり、町長また演壇へあがったけど、これの書き方では、私、1つやと思ったんさ。それで1回演壇に立ったら、それでええんじゃないかということの、これからの私どもの通告の出し方もあるもので、そこだけは、これで皆、この1、2、3が、項目別になるかというところも、ちょっと示していったほしいんですね。その2点です。

瀧本攻議長

古里温泉の問題についてはね、私はですね、まだ、顛末が解決しておりませんね。顛末が終わった時点で答弁するのが、執行部の答弁だと思うんです。だけど、今、住民目線で、町長がそれやられておると、だけどまだ開館してないわけでしょう、顛末がね。それで、12月にやってくれと言ったわけです。そうすると正当な回答が出ると。

あとの町長がここへ登壇したのはですね、私が登壇してくださいと言ったんですよ。住民目線ということで、それは私の判断でしました。そういうことで、ご了解。

立って言ってください。

8番 入江康仁議員

だから、これのこれから出す、僕らがね、12月議会に出す時の、通告の書き方というのがあるじゃないですか。だから、これは町長が演壇に立つのは、1項目ごとに変わった時に、私どもも、1. 何々について、それに対して、1、2、3とやることもあります、はっきりいうてね。

それで、その中でこの書き方だったら、僕は1つで、1回、町長が演壇にあがったらええんじゃないかなと。議長、今、町長に対して演壇へあがれということを行ったけど、この書き方だったら、私そこで。

瀧本攻議長

その通りですよ。

8番 入江康仁議員

この書き方だったら、1回でいいんじゃないかなということなんです。そやなけりゃ、これから出す、今度は通告、僕ら出す時に、これだったら、3つあったら、3つとも演壇へあがってもらうということですか、ということなんです。

瀧本攻議長

違う、あのね、タイトルはですね、住民目線についてでありました。それで、損害賠償にいきました。損害賠償のところが行われました。それで、住民目線に入りました。それで、私は議長の判断として、住民目線について、町長に登壇してもらって答弁していただいたということです。そういう私の判断です。

けども、入江議員がおっしゃるように、これからはですね、そういうことが原則としては、入江議員のおっしゃるとおりです。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

2番 原隆伸議員

議長、私からも一言。

瀧本攻議長

いや、質問やなければいかんで。質疑やで、質問。

質問してください、質問。

自分が通告しとる質問について、述べてください。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

流木とかですね、崩壊場所を解決すれば濁水も解決できるはずでございますけれども、なかなかそれには、濁水までは時間かかります。けども、濁水対策というのは、軽視できないものでございますので、一応、濁水が、以前と比べたら、だいぶ良くなっているんですけども、どの程度、改善しているのかと。

それで、今後どういう方向になっていくんであろうかと、そこら辺もですね、調査したほうがいいと思うんですよ。自然浄化力はあるとこまでは、勝手に放っておいても、きれいになります。しかし、そこを超えてしまうとですね、もう元へ戻りませんので、漁民の方々にですね、安心して生活できるように、そして、今、私どもはこうやってやっていますよと、こういうことから考えると、改善傾向にありますから、ご安心くださいとかで

すね、この工事が終われば、いつごろ終わる予定でございますので、そうなれば、このように改善しますと。

それで、ちょっと金かかることでございますけども、どうしてもシルトプロテクター、シルトフェンスをはるということであればですね、スカートの中に、どうしても泥が入りますので、その泥を固化するとかですね、そういうような処理もしたればですね、余分な、流れるべくして流れる泥はしょうがないですけども、処理できる泥についてはですね、処理できると思いますんで、そこら辺までのですね、配慮をしていただきたい。

ここの、だからこの目的の中にですね、濁水対策というところもですね、入れておいてほしいなという気持ちです。それについて、一言お願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のはですね、赤羽川の状態は、改善しているとか、そういったレベルではございません。ですから、我々といましては、漁業者の皆さんとお話をしながらですね、この濁水に関してですね、濁水が及ぶ範囲というものが、赤羽川流域に、河口にございます。それで、及ばないところもございます。

だから、そういった部分で、新たな漁場をつくる、そういう取り組みもですね、やっておりまして、今回の9月定例会にも、その予算をあげさせていただいております。ですから、今の段階で、赤羽川が改善に向かっているということは、そういうお話、認識は持っておりません。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私も先日、川を見まして、あれっというような印象を抱いたわけでございますけども、やっぱり問題は、流速が弱まったらですね、当然、その流速が弱まりますから、流れがなくなりますから、その辺に沈みますんで、町長のいうように、新しい漁場も開発することも必要でございますけども、溜まった泥は、悪さこそすれ、良くはなってくれませんので、そこら辺を改めてですね、何らかの考え方をですね、もう一步考えていただく、そのほうがいいんじゃないかと思います。

その計画の中に、ようするに立木、流木、濁水、それから、行動ですけども、動きのほ

うですね、だからどうするか。だから、そのどうするかというところで、さっき言ったように、シルトプロテクターに溜まっている泥を固化して、ほかす。だから、自然に発生する泥以外のものは、できるだけ処理すると。処理したら金かかるんですけども、できるだけ、そういうふうにならない知恵を働かせてですね、していただきたいというふうに思うんですけどね。

町長いかがでしょう、そこら辺。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

シルトフェンスはですね、ご承知のように、工事なんか、水面下で工事したり、濁水を発生する時にはります。そういったものはですね、有効であって、それが、濁水を、また濁水、泥とか、そういうものを拡散を防いでくれるんですが、赤羽川が台風等になった時は、むしろそれを撤去です。撤去しないとですね、漁船のスクリーンに絡みついたり、必ず100%流されますんで、一定の工事では、そういう施策はできますが、今の赤羽川のこの濁水をですね、シルトフェンスでどうのこうのできるレベルではないと考えております。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

だとするならば、余計にですね、シルトフェンスを外せばですね、そこに、その中にあ
る泥は当然流失しますので、そこら辺に対する対策というのもですね、今後、考えていく
必要があるんじゃないかと。これが実行であるなら、あと建設のほうについてはですね、
私が言わなくても、順調に実施、実行のほうはですね、チェックできておると思います
で、そこについては省きます。

チェックでございますけども、工事の実施状況が計画にそってやっているか。これはも
う建設のほうの部門でございますので、これ当然やられていることでございます。このチ
ェックのところで、先ほど私がちょっと言いかけたんですけども、ようするに濁りがどん
だけ出ているのかということですね。

この間、内容を聞きましたら、そういうことを調べたことございませんということでご
ざいますんで、なかなか難しいことではございますけれどもですね、流れよる水をとって
ですね、メスシリンダーでも入れてみれば、泥がその中にどれだけあるのかということも、

簡単にわかる方法もございます。完全にどれだけ泥が流出したかというのは、流速その他、正確ではなくてもですね、概算で、そこらの数値を入れればですね、結果が出てきますんで、そういう方法もございます。そこら辺の濁水に対するチェックですね、今までやられてないものであるならば、今後ちょっとそこら辺にも、注意を向けていただければなということでございます。町長いかがです。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

シルトフェンスにつきましてはですね、そういう台風時とか、そうのははらないということでございますので、ご了解いただきたいなと思います。

あと濁水のもですね、濁度等、そういったレベルの問題ではないと思うんです。水質汚濁法等でいう、そういう生活環境、それから環境保全ですか、人の命、健康の保護に関するとか、そういう基準がございますけど、あそこは今の状態はですね、そういった状態ではございませんので、また、海のほうからですね、どういう影響を与えているのかということ进行调查していきたいなと思います。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

放流基準値のところを考えれば、そんな値じゃございません。濁りが出ている、大雨の時ですね、流出しておる濁り、これは経験で、めっそでございますけども、万単位でございます。ちょっとした黒い感じの水、だいたいこれが3,000ぐらいですね。今、流れておるのが500前後、表層とあれと違いますんで、上から見た状態で、近くから見てないんですけども、300から500の可能性がございます。そういうことも、ちょっとしたことでですね、やったら自分らも、発想の転換というんですか、そういうことにも役立つと思いますんで、ちょっと参考にしていただければと、チェックの項目に入れていただければ幸いですと思う。

処理改善についてはですね、新漁場を考えておるということでございますので、とりあえず、そこはその方向で、そしてまた、沈殿汚泥がたまる、そこについてはですね、今後どういうふうを考えていくのかと、そこら辺は再考の余地があり、今後どうしていくかということを考える必要があらうかと思います。

それで、この赤羽川を例にしましたが、建設課の方に大変申し訳なかった、建設課のほうでは、きちっとできとるはずですので、ちょっと不要な角度からものを言うたことを、ちょっとお詫び申し上げます。

しかし、必ず必要なことでございますので、こういう観点も、また重要なことでございますので、今後ひとつよろしく願います。

瀧本攻議長

答弁いるの。

2番 原隆伸議員

町長、今までの感じで、ちょっと一言お願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはね、赤羽川そのものにも影響を与えております。

そして、今、一番深刻なのは、漁業者に対する影響でございます。そういったものはですね、やはり漁業のことに、今、一生懸命お話し合いもしましてですね、やっております、今、言ったのも、一部の1つの手段ということでございますので、これからですね、いろいろ漁業関係者の皆さんと、ご相談をしながら、いい手法があれば、やはりそれは天然というんですか、天災、自然災害でございます。なかなか人の手ですつととめられる部分がないのも事実でございますので、漁業者の皆さま、それから近隣の方のご意見等も聞きましてですね、いろいろと対応はしていきたいなと思います。

瀧本攻議長

8分しかないので、よく見て。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

住民目線が末端まで届いているか。私、6月の時に言いましたですけども、その後、町長はですね、それが私の言っておる意味が、どういう意味か、もしくはその住民目線が行き届いているのかというチェックをなされましたでしょうか。ちょっと答弁願います。

瀧本攻議長

先ほど答弁されたと思うけど。

2番 原隆伸議員

いや、全般的に。

瀧本攻議長

そうですか。町長、答弁できますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、原議員のご提案いただいたことなんかですね、各担当課が持ち帰って、どうすればいいかというお話はさせていただいております。その中ではですね、私、この議事録をいただいておりますが、いろいろと知恵を絞れと、年配者のこともいろいろと聞きなさいというような、そういうお話もいろいろとさせていただいております。そういう意味でですね、各担当課でそういう、ここで出た意見というものは、全てそれぞれの課が、それぞれ参考にさせていただいて、これからの施策に生かしてまいります。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

各課で、いろいろ、末端まで行き届いておるかどうかということをしてですね、もう一度チェックしていただきたいなと思います。なぜかというとはですね、私自身、今回、住民目線で質問しようという気になったのはですね、どうも、末端まで行き届いてない可能性が強い。

それに対する懸念を払拭するために、この質問をしようと思っていたところです。あるところで、その私の予期しないことが起こりました。

そして、先ほど言われましたので、古里温泉のですね、レジオネラ菌についてですけども、これは本来、マニュアルっていうんですか、管理マニュアル、もしくは日常業務、それが徹底していれば、起こり得ないことなんですよ。

そして、もしトラブルっても、その緊急マニュアルがあれば、ようするに何時間あれば、回復できる、復旧できる、そういうこともできますんで、ようするに管理マニュアル、ようするに住民目線というならばですね、使用される住民の方々、それから入湯者、それから業者が仕事をしやすいように調整をする。今、私が見たところによると、現場と町とがですね、横のつながりがちょっと密に欠けている、そこに落とし穴が、今回、生じたと、そのように思います。

そこら辺について、町長の考えをもう一度お願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

原議員ね、申し訳ないですけどね、私、本当に住民目線が末端にまで届いていないというのは、原議員の観点でおっしゃったと。だから、6月の定例会でも、そのように言ったはずですよ。そうであれば、もっと頑張りますと言いました。それは確かです。

ただね、全て住民目線とくっつけられると、非常に不愉快ですわ、はっきり言って。やっぱり、私の大局的な部分での住民目線でやらなければいけないこと、相手の立場に立って、考えなければいけないこと、施策を行うには、その施策の対象者に、どういうことをするかということで、やらなきゃいけない。それと、行政執行上のミス、そういった徹底すること、今おっしゃったね、管理マニュアルとか、危機管理意識をもってやること、これとですね、私の主たる基本理念を一緒のように、話されますとですね、本当にあまり気持ちよくないです。

だから、そういった行政執行上の徹底管理をどうするんやという、物言いをしていただきたいですね、私は。もう全体的な政治理念や、そういった理念とですね、そういうミスと一緒に、一緒くたにされますと、私自身が全て届いてない、目線が届いてないような話になっとなるから、そこら辺でこけてもですね、住民目線届いてないやないか、そんな話、狭義なような話をされれば、私はやっぱり穏やかに話はいけません。

瀧本攻議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私は住民目線に基づいて、物事を全部、物事に臨んでいる立場の人間です。そして、当然、町長もそのようにやってくれるもんだと、私は思ってた、以前、考え方が違うということにもなりましたけども、実際問題ですね、そういうことを、私自身の耳に入ります。そやけども、個別の問題について言いたくないから、私はあえてこういう形で言わせてもらってます。

だからですね、まとめといたしましてですね、住民目線という、町長がいうように、いろいろありますよ。だけど、住民目線というのはですね、言っている以上に重いもんだということ、わかっていただきたいんですね。そう簡単に、住民目線といえない部分も、結構あるんだと。住民のことを考えた場合ね。そういう重いもんだということで、私、住

民目線使うのに、日常に、その言葉をいうのにですね、非常に使い、重いから使いにくい、今回いいましたけども。

だから、そういう観点で、今回、紀北町ですね、古里温泉ということで、信用を失墜した。この信用失墜ですね、倍の力で跳ね返す必要がある。そのために、いろいろやらかなあかんと思っています。それで、いろんな説明の中で、私が町長の今の質問にもそうですけど、あえて私は反論はしなかったですけども、問題がどこにあるのかわからないところがございますので、これについては、今、私、環境保全事業団に、政務調査費で水質分析してますから、その結果に基づいて、また、産業常任委員会で議論してもらったり、してもらってですね、問題を解決してもらって、紀北町を信頼に値する、これから本当に紀北町は頑張るんだと、助けたらなあかんかと、ふるさと納税が増えて、自主財源が増える、そういうふうになるようにですね、頑張ってください、そのように思います。私自身はこの6月議会で、この問題を突っ込みきれなんだ、今まで2年間、この私の勉強不足ですね、言いたいことを言えなかった、伝わらなかった、これが非常に残念で悔やまれてなりません。

住民の皆さんにお詫び申し上げます。また、ふるさと納税で紀北町に期待していただいた方にも、お詫び申し上げます。きっと町長も同じ思いだと思いますので、町長にも思いをですね、町民や紀北町を支持していただいている方、来訪者の方々にですね、もう一度、呼びかけていただければ助かります。

瀧本攻議長

原議員、自分の持論をいうたらあかんわ。

締めくくってください、もう45秒です。

2番 原隆伸議員

そういうことでございますので、最後に一言、町長の思いを。

瀧本攻議長

答弁できます。

尾上町長。

尾上壽一町長

原議員ね、原議員は、私は住民目線で一生懸命やっているよということでございますね。私も一生懸命やっております。それとですね、私から見れば、原さんは原目線でしかない部分があるのかなと思います。

それはですね、具体的なことをいうと悪いといいますけども、具体的なことを指摘いただいてこそ議論になるかと思います。私の政治理念とか、こういったことをですね、いうんであったら、それはそれで全体論としての話をしてください。小さなところをとって、住民目線じゃないね、こういう基本理念と違いますよね。そういうことを言われてもですね、全ての中で、あなたの議論はね、本当に木を見て森を見ず、枝葉末節、1本の木を見ないで、枝葉だけをとらえて、私の政治姿勢を批判しているように感じます。

ですから、もっとですね、明確にこの点が悪いんじゃないかと指摘していただければ、明確に答えます。だから、全体論と小さな問題をですね、くっつけてそういう発言をされると、私も答えるのに、答えられない部分がございますんで、ただ、おっしゃったことはですね、十分心の中に入れて、今後の政治について、このまちづくりについて、十分勉強しながら進めていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

どうぞ。

2番 原隆伸議員

一言でございますんで、今回は、通告外と言われるのが怖かったものですから、あまり具体的に言いませんでした。12月には、具体的にきちっと言いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

瀧本攻議長

これで、原隆伸君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問は、全て終了しました。

お諮りいたします。

9月15日は、本会議として一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は、本日、全て終了したことにより、9月15日は休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、9月15日は休会とすることに決定しました。

瀧本攻議長

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時 59分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生